

CZ

538

1



01061861

中央労働委員会事務局監

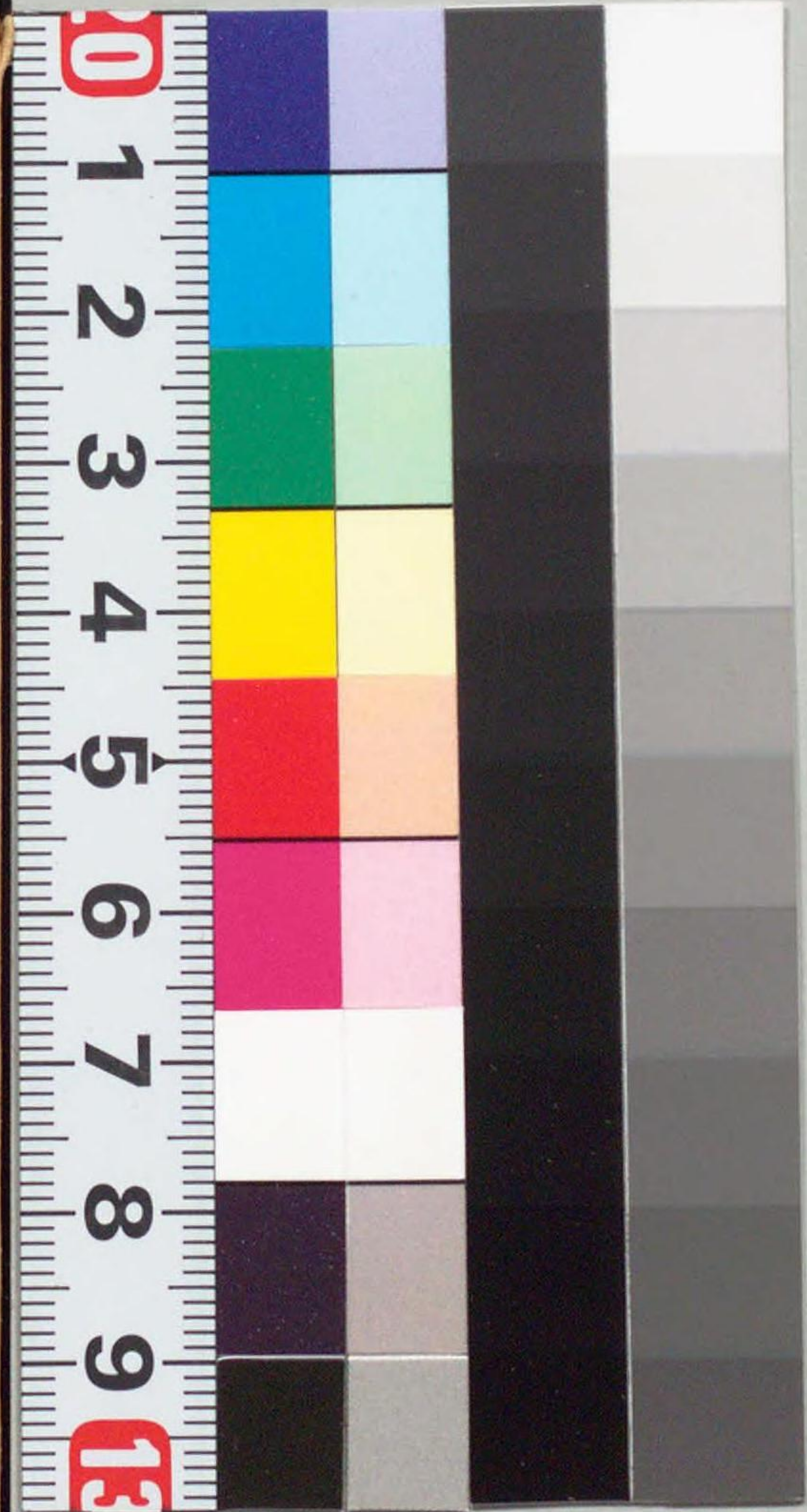
労働委員会関係法令規則

—改訂版—



財団法人 中労委会館

石井



中央労働委員全事務規程
労働委員会関係法令規則

財団法人 中労委員会館

中央労働委員会事務局監修
労働委員会関係法令規則



財団法人 中労委会館

1081881



CZ
538
1

労働関係調整法
労働組合法
労働省告示第二十六号
地方公営企業労働関係法
地方公営企業労働関係法第五条第一項但書に規定する者の範囲の基準に関する政令
(参考) (旧) 単純な労務に雇用される一般職に属する地方公務員の範囲を定める政令

目次

労働組合法	一
労働組合法施行令	一九
労働関係調整法	二六
労働関係調整法施行令	三六
電気事業及び石炭鉱業における争議行為の方法の規制に関する法律	四〇
中央労働委員会規則	四七
労働省組織令(抜萃)	五七
公共企業体等労働関係法	六二
公共企業体等労働関係法施行令	七〇
労働省告示第二十六号	七三
地方公営企業労働関係法	八二
地方公営企業労働関係法第五条第一項但書に規定する者の範囲の基準に関する政令	一〇三
(参考) (旧) 単純な労務に雇用される一般職に属する地方公務員の範囲を定める政令	一三三



石井幸子氏寄贈図書

国会図書館 入館印

1061861

労働組合法

公布	昭和二十四年六月十一日	施行	昭和二十四年六月十一日	改正	昭和二十五年三月十一日	改正	昭和二十五年四月十一日	改正	昭和二十五年五月十一日	改正	昭和二十六年三月十一日	改正	昭和二十七年七月十一日	改正	昭和二十九年八月十一日
法律	第百一十四号	政令	第百一十四号	法律	第百一十四号	法律	第百一十四号	法律	第百一十四号	法律	第百一十四号	法律	第百一十四号	法律	第百一十四号

目次

第一章 総則（第一條—第四條）

第二章 労働組合（第五條—第十三條）

第三章 労働協約（第十四條—第十八條）

第四章 労働委員会（第十九條—第二十七條の二）

第五章 罰則（第二十八條—第三十三條）

附 則

（目的）
第一章 総 則

第一條

この法律は、労働者が使用者との交渉において対等の立場に立つことを促進することにより労働者の地位を向上させること、労働者がその労働条件について交渉するために自ら代表者を選出することその他の団体行動を行うために自主的に労働組合を組織し、団結することを擁護すること並びに使用者と労働者との関係を規制する労働協約を締結するための団体交渉をすること及びその手続を助成することを目的とする。

2

刑法（明治四十年法律第四十五号）第三十五條の規定は、労働組合の団体交渉その他の行為であつて前項に掲げる目的を達成するためにした正当なものについて適用があるものとする。但し、いかなる場合においても、暴力の行使は、労働組合の正当な行為と解釈されてはならない。

（労働組合）

第二條 この法律で「労働組合」とは、労働者が主体となつて自主的に労働条件の維持改善その他経済的

地位の向上を図ることを主たる目的として組織する団体又はその連合団体をいう。但し、左の各号の一に該当するものは、この限りでない。

一 役員、雇入解雇昇進又は異動に関して直接の権限を持つ監督的地位にある労働者、使用者の労働関係についての計画と方針とに関する機密の事項に接し、そのためにその職務上の義務と責任とが当該労働組合の組合員としての誠意と責任とに直接に接し、触れる監督的地位にある労働者その他使用者の利益を代表する者の参加を許すもの

二 団体の運営のための経費の支出につき使用者の経理上の援助を受けるもの。但し、労働者が労働時間中に時間又は賃金を失うことなく使用者と協議し、又は交渉することを使用者が許すことを妨げるものではなく、且つ、厚生資金又は経済上の不幸若しくは災厄を防止し、若しくは救済するための支出に実際に用いられる福利その他の基金に對する使用者の寄附及び最少限の広さの事務所の

供與を除くものとする。

三 共済事業その他福利事業のみを目的とするもの

四 主として政治運動又は社会運動を目的とするもの

(労働者)

第三條 この法律で「労働者」とは、職業の種類を問はず、賃金、給料その他これに準ずる収入によつて生活する者をいう。

第四條 削除

第二章 労働組合

(労働組合として設立されたものの取扱)

第五條 労働組合は、労働委員会に証拠を提出して第二條及び第二項の規定に適合することを立証しなければ、この法律に規定する手続に參與する資格を有せず、且つ、この法律に規定する救済を與えられない。但し、第七條第一号の規定に基く個々の労働者に對する保護を否定する趣旨に解釈されるべきではない。

2 労働組合の規約には、左の各号に掲げる規定を含まなければならぬ。

一 名称

二 主たる事務所の所在地

三 連合団体である労働組合以外の労働組合（以下「単位労働組合」という。）の組合員は、その労働組合のすべての問題に參與する権利及び均等の取扱を受ける権利を有すること。

四 何人も、いかなる場合においても、人種、宗教、性別、門地又は身分によつて組合員たる資格を奪われないこと。

五 単位労働組合にあつては、その役員は、組合員の直接無記名投票により選挙されること、及び連合団体である労働組合又は全国的規模をもつ労働組合にあつては、その役員は、単位労働組合の組合員又はその組合員の直接無記名投票により選挙された代議員の直接無記名投票により選挙されること。

六 総会は、少くとも毎年一回開催すること。

七 すべてのの財源及び使途、主要な寄附者の氏名並びに現在の経理状況を示す会計報告は、組合員によつて委嘱された職業的に資格がある会計監査人による正確であることの証明書とともに、少くとも毎年一回組合員に公表されること。

八 同盟罷業は、組合員又は組合員の直接無記名投票により選挙された代議員の直接無記名投票の過半数による決定を経なければ開始しないこと。

九 単位労働組合にあつては、その規約は、組合員の直接無記名投票による過半数の支持を得なければ改正しないこと、及び連合団体である労働組合又は全国的規模をもつ労働組合にあつては、その規約は、単位労働組合の組合員又はその組合員の直接無記名投票により選挙された代議員の直接無記名投票による過半数の支持を得なければ改正しないこと。

(交渉権限)

第六條 労働組合の代表者又は労働組合の委任を受けたる者は、労働組合又は組合員のために使用者又はその団体と労働協約の締結その他の事項に関して交渉する権限を有する。

(不当労働行為)

第七條 使用者は、左の各号に掲げる行為をしてはならない。

一 労働者が労働組合の組合員であること、労働組合に加入し、若しくはこれを結成しようとしたこと若しくは労働組合の正当な行為をしたことのごとをもつて、その労働者を解雇し、その他これに対して不利益な取扱をすること又は労働者が労働組合に加入せず、若しくは労働組合から脱退することを雇用条件とすること。但し、労働組合が特定の工場事業場に雇用される労働者の過半数を代表する場合において、その労働者がその労働組合の組合員であることを雇用条件とする労働協約を締結することを妨げるものではない。

二 使用者が雇用する労働者の代表者と団体交渉をすることを正当な理由がなくて拒むこと。

三 労働者が労働組合を結成し、若しくは運営することを支配し、若しくはこれに介入すること、又は労働組合の運営のための経費の支拂につき経理上の援助を與えること。但し、労働者が労働時間中に時間又は賃金を失うことなく使用者と協議し、又は交渉することを使用者が許すことを妨げるものではなく、且つ、厚生資金又は経済上の不幸若しくは災厄を防止し、若しくは救済するための支出に実際に用いられる福利その他の基金に対する使用者の寄附及び最小限の広さの事務所の供與を除くものとする。

四 労働者が労働委員会に対し使用者がこの條の規定に違反した旨の申立をしたこと若しくは中央労働委員会に対し第二十七條第四項の規定による命令に対する再審査の申立をしたこと又は労働委員会がこれらの申立に係る調査若しくは審問をし、

若しくは労働関係調整法(昭和二十一年法律第二十五号)による労働争議の調整をする場合に労働者が証拠を提示し、若しくは発言をしたことを理由として、その労働者を解雇し、その他これに対して不利益な取扱をすること。

(損害賠償)

第八條 使用者は、同盟罷業その他の争議行為であつて正当なものによつて損害を受けたことの故をもつて、労働組合又はその組合員に対し賠償を請求することができない。

(基金の流用)

第九條 労働組合は、共済事業その他福利事業のために特設した基金を他の目的のために流用しようとするときは、総会の決議を経なければならない。

(解散)

第十條 労働組合は、左の事由によつて解散する。

一 規約で定めた解散事由の発生
二 組合員又は構成団体の四分の三以上の多数によ

る総会の決議

(法人である労働組合)

第十一條 この法律の規定に適合する旨の労働委員会の証明を受けた労働組合は、その主たる事務所所在地において登記することによつて法人となる。

2 この法律に規定するものの外、労働組合の登記に關して必要な事項は、政令で定める。

3 労働組合に關して登記すべき事項は、登記した後でなければ第三者に対抗することができない。
(準用規定)

第十二條 民法(明治二十九年法律第八十九号)第四十三條、第四十四條(この法律の第八條に規定する場合を除く)、第五十條、第五十二條から第五十五條まで及び第五十七條並びに非訟事件手続法(明治三十一年法律第十四号)第三十五條、第三十六條及び第三十七條の二の規定は、法人である労働組合に準用する。

2 民法第七十二條から第八十三條まで並びに非訟事

件手続法第三十六條、第三十七條及び第三十八條の規定は、この法律の第十條の規定により解散した法人である労働組合に準用する。

第十三條 削除

第三章 労働協約

(労働協約の効力の発生)

第十四條 労働組合と使用者又はその団体との間の労働協約その他に関する労働協約は、書面に作成し、両当事者が署名し、又は記名押印することによつてその効力を生ずる。

(労働協約の期間)

第十五條 労働協約には、三年をこえる有効期間の定をすることができない。

2 三年をこえる有効期間の定をした労働協約は、三年の有効期間の定をした労働協約とみなす。

3 有効期間の定がない労働協約は、当事者の一方が、署名し、又は記名押印した文書によつて相手方に予告して、解約することができる。一定の期間を

定める労働協約であつて、その期間の経過後も期限を定めず効力を存続する旨の定があるものについて、その期間の経過後も、同様とする。

4 前項の予告は、解約しようとする日の少くとも九十日前にしなければならない。

(基準の効力)

第十六條 労働協約に定める労働条件その他の労働者の待遇に関する基準に違反する労働契約の部分は無効とする。この場合において無効となつた部分は、基準の定めるところによる。労働契約に定がない部分についても、同様とする。

(一般的拘束力)

第十七條 一の工場事業場に常時使用される同種の労働者の四分の三以上の数の労働者が一の労働協約の適用を受けるに至つたときは、当該工場事業場に使用される他の同種の労働者に関しても、当該労働協約が適用されるものとする。

(地域的の一般的拘束力)

第十八條

一の地域において従業する同種の労働者の大部分が一の労働協約の適用を受けるに至つたときは、当該労働協約の当事者の双方又は一方の申立に基き、労働委員会の決議により、労働大臣又は都道府県知事は、当該地域において従業する他の同種の労働者及びその使用者も当該労働協約(第二項の規定により修正があつたものを含む。)の適用を受けべきことの決定をすることができる。

2 労働委員会は、前項の決議をする場合において、当該労働協約に不適当な部分があると認めるときは、これを修正することができる。

3 第一項の決定は、公告によつてする。

4 第一項の申立に係る労働協約が最低賃金法(昭和三十四年法律第三十七号)第十一条に規定する労働協約に該当するものであると認めるときは、労働大臣又は都道府県知事は、同項の決定をするについて、賃金に関する部会に關し、あらかじめ、中央最低賃金審議会又は都道府県労働基準局長の意見を聞

かなければならない。この場合において、都道府県労働基準局長が意見を提出するについては、あらかじめ、地方最低賃金審議会の意見を聞かなければならない。(後掲の註を参照)

第四章 労働委員会

(労働委員会)

第十九條 使用者を代表する者、労働者を代表する者及び公益を代表する者各同数をもつて組織する労働委員会を設置する。

2 労働委員会は、中央労働委員会、船員中央労働委員会、地方労働委員会及び船員地方労働委員会とする。

3 この法律に規定する労働委員会の委員及び職員は、法令により公務に従事する職員であるものとする。

4 労働委員会に関する事項は、この法律に定めるものの外、政令で定める。

5 中央労働委員会は、労働大臣の所轄とする。

- 6 中央労働委員会は、使用者を代表する者（以下「使用者委員」という。）労働者を代表する者（以下「労働者委員」という。）及び公益を代表する者（以下「公益委員」という。）各七人をもつて組織する。
- 7 使用者委員は、使用者団体の推薦に基いて、労働者委員は、労働組合の推薦に基いて、公益委員は、使用者委員及び労働者委員の同意を経て、労働大臣が任命するものとする。
- 8 禁治産者及び準禁治産者並びに懲役又は禁この刑に処せられてその執行を終り、又は執行を受けることがなくなるまでの者は、委員となることができない。委員がこの規定によりその資格を失つたときは、当然退職するものとする。
- 9 公益委員の任命については、その中の三人以上の員数の委員が同一の政党に属する者となつてはならない。公益委員が自己の行為によつてこの規定にてい触してその資格を失つたときは、当然退職するものとする。
- 10 労働大臣は、中央労働委員会の委員が心身の故障のために職務の執行ができないと認めるとき、又は委員に職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があると認めるときは、中央労働委員会の同意を経て、その委員を罷免することができる。
- 11 委員の任期は、一年とする。但し、補欠の委員は、前任者の残任期間在任する。
- 12 委員は、再任することができる。
- 13 委員は、後任者が任命されるまでその職務を行う。
- 14 委員は、別に法律の定めるところにより俸給、手当その他の給与を受け、及び政令の定めるところによりその職務を行うために要する費用の弁償を受けるものとする。
- 15 中央労働委員会に会長を置く。
- 16 会長は、委員が公益委員の中から選挙する。
- 17 会長は、中央労働委員会の会務を総理する。

- 18 会長がその職務を行うことができないときは、第十六項の規定に従つて選挙された者が会長の職務を代行し、会長が欠けたときは、同項の規定に従つて新たに会長を選挙する。
- 19 中央労働委員会にその事務を整理するために事務局を置き、事務局に会長の同意を経て労働大臣が任命する事務局長、事務局次長二人以内及び必要な職員を置く。
- 20 地方労働委員会は、都道府県が設けるものとする。
- 21 第五項から第十九項までの規定は、地方労働委員会に準用する。この場合において、これらの規定中「労働大臣」とあるのは「都道府県知事」と、第六項中「各七人」とあるのは「各七人又は五人のうち政令の定める数のもの」と、第九項中「その中の三人以上」とあるのは「公益委員の数が七人の地方労働委員会にあつてはその中の三人以上、公益委員の数が五人の地方労働委員会にあつてはその中の二人以上」と読み替えるものとする。
- 22 船員法（昭和二十二年法律第百号）の適用を受ける船員に関しては、この法律（第十八条第四項の規定を除く。（後掲の註を参照））に規定する中央労働委員会、地方労働委員会並びに労働大臣及び都道府県知事の行う権限は、それぞれ船員中央労働委員会、船員地方労働委員会及び運輸大臣が行うものとし、中央労働委員会及び地方労働委員会に関する規定は、船員中央労働委員会及び船員地方労働委員会に準用する。但し、各船員地方労働委員会の委員の数は、使用者委員、労働者委員及び公益委員各五人とし、第二十項中「都道府県が」とあるのは「海運局ごと」と、第二十五条中「都道府県」とあるのは「海運局の管轄区域」と読み替えるものとする。

（労働委員会の権限）

第二十条 労働委員会は、第五条、第十一条、第十八条及び第二十七条の規定によるものの外、労働争

議のあつ旋、調停及び仲裁をする権限を有する。

(会議)

第二十一条 労働委員会は公益上必要があると認めるときは、その会議を公開することができる。

2 労働委員会の会議は、会長が招集する。

3 労働委員会は、使用者委員、労働者委員、及び公益委員各一人以上が出席しなければ、会議を開き議決することができない。

4 議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(強制権限)

第二十二条 労働委員会は、その事務を行うために必要があるとき、使用者又はその団体、労働組合その他の関係者に対して、出頭、報告の提出若しくは必要な帳簿書類の提出を求め、又は委員若しくは労働委員会の職員(以下単に「職員」といふ。)に關係工場事業場に臨検し、業務の状況若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

る。

2 労働委員会は、前項の臨検又は検査をさせる場合においては、委員又は職員にその身分を証明する証票を携帯させ、關係人にこれを呈示させなければならない。

(秘密を守る義務)

第二十三条 労働委員会の委員若しくは委員であつた者又は職員若しくは職員であつた者は、その職務に關して知得した秘密を漏らしてはならない。

(公益委員のみで行う権限)

第二十四条 第五条、第七条、第十一条及び第二十七条並びに労働関係調整法第四十二条の規定による事件に關する処分には、労働委員会の公益委員のみが参与する。但し、決定に先立つて行われる審問に使用者委員及び労働者委員が参与することを妨げない。

(中央労働委員会の権限)

第二十五条 中央労働委員会は、第十八条、第二十

条、第二十六条及び第二十七条並びに労働関係調整法第三十五条の二から第三十五条の四までの規定による事務を行う権限を有する。中央労働委員会は、二以上の都道府県にわたり、又は全国的に重要な問題にかかる事件のあつ旋、調停、仲裁及び処分について、優先して管轄する。

2 中央労働委員会は、第五条、第七条及び第二十七条の規定に基く地方労働委員会の処分を取り消し、承認し、若しくは変更する完全な権限をもつて再審査し、又はその処分に対する再審査の申立を却下することができる。この再審査は、地方労働委員会の処分の当事者のいずれか一方の申立に基いて、又は職権で、行うものとする。

(規則制定権)

第二十六条 中央労働委員会は、その行う手続及び地方労働委員会が行う手続に關する規則を制定し、公布する権限を有する。

(労働委員会の命令等)

第二十七条 労働委員会は、使用者が第七条の規定に違反した旨の申立を受けたときは、遅滞なく調査を行い、必要があると認めるときは、当該申立が理由があるかどうかについて審問を行わなければならない。

この調査及び審問の手続は、前条の規定により中央労働委員会が定める手続規則によるものとし、審問の手続においては、当該使用者及び申立人に対し、証拠を提出し、証人に反対尋問をする充分な機会が与えられなければならない。

2 労働委員会は、前項の申立が行つた日(継続する行為にあつてはその終了した日)から一年を経過した事件に係るものであるときは、これを受けることができない。

3 労働委員会は、第一項の審問を行う場合において、当事者の申出により、又は職権で、証人に出頭を求め、質問することができる。

4 労働委員会は、第一項の審問の手続を終つたときは、事実の認定をし、この認定に基いて、申立人の

請求にかかる救済の全部若しくは一部を認容し、又は申立を棄却する命令を発しなればならない。この事実の認定及び命令は、書面によるものとし、その写を使用者及び申立人に交付しなければならぬ。この命令は、交付の日から効力を生ずる。この項の規定による手続は、前条の規定により中央労働委員会が定める手続規則によるものとする。

5 使用者は、前項の規定による地方労働委員会の命令の交付を受けたときは、十五日以内に中央労働委員会に再審査の申立をすることができる。但し、この申立は、当該命令の効力を停止せず、その命令は、中央労働委員会が第二十五条の規定により再審査の結果、これを取り消し、又は変更したときに限り、その効力を失う。

6 使用者が地方労働委員会の命令につき中央労働委員会に再審査の申立をしないとき、又は中央労働委員会が命令を発したときは、使用者は、当該命令の交付の日から三十日以内に、行政事件訴訟特例法

(昭和二十三年法律第八十一号)の定めるところにより、訴を提起することができる。

7 前項の規定により使用者が裁判所に訴を提起した場合において、受訴裁判所は、当該労働委員会の申立により、決定をもつて、使用者に対し判決の確定に至るまでその労働委員会の命令の全部又は一部に従うべき旨を命じ、又は当事者の申立により、若しくは職権でこの決定を取り消し、若しくは変更することができる。

8 使用者が第五項の規定により中央労働委員会に再審査の申立をした場合には、第六項の訴の提起期間は、第二十五条の規定により中央労働委員会が当該申立の却下その他の終局的処分をした日から起算する。

9 使用者が労働委員会の命令につき第六項の期間内に訴を提起しないときは、その労働委員会の命令は、確定する。この場合において、使用者が労働委員会の命令に従わないときは、労働委員会は、使用

第五章 罰則

第二十八条 第二十七条の規定による労働委員会の命令の全部又は一部が確定判決によつて支持された場合において、その違反があつたときは、その行為をした者は一年以下の禁錮若しくは十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第二十九条 第二十三条の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は三万円以下の罰金に処する。
第三十条 第二十二條の規定に違反して報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、若しくは帳簿書類の提出をせず、又は同条の規定に違反して出頭をせず、若しくは同条の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、三万円以下の罰金に処する。

第三十一条 法人又は人の代理人、同居者、雇人その他の従業者がその法人又は人の業務に関し前条前段の違反行為をしたときは、その法人又は人は、自己の指揮に出たのではないことの故をもつてその処罰を免れることができない。

者の住所地の地方裁判所にその旨を通知しなければならない。この通知は、労働者もすることができ

10 第六項の訴に基く確定判決によつて地方労働委員会の命令の全部又は一部が支持されたときは、中央労働委員会は、その地方労働委員会の命令について、再審査することができない。

11 この条の規定は、労働組合又は労働者が第二十五条の規定により中央労働委員会に再審査の申立をすること、又は訴を提起することを妨げるものではない。

12 第一項、第三項及び第四項の規定は、中央労働委員会に再審査の手続について準用する。
(費用弁償)

第二十七条の二 第二十二條第一項又は第二十七條第三項の規定により出頭を求められた者は、政令の定めるところにより、費用の弁償を受けることができる。

2 前条前段の規定は、その者が法人であるときは、理事、取締役その他の法人の業務を執行する役員に、未成年者又は禁治産者であるときは、その法定代理人に適用する。但し、営業に関して、成年者と同一の能力を有する未成年者については、この限りでない。

第三十二条 使用者が第二十七条第七項の規定による裁判所の命令に違反したときは、十万円（当該命令が作為を命ずるものであるときは、その命令の不履行の日数一日につき十万円の割合で算定した金額）以下の過料に処する。同条第九項の規定により確定した労働委員会の命令に違反した場合も、同様とする。

第三十三条 法人である労働組合の清算人が第十二条で準用された民法の規定に違反して同法第八十四条の規定によつて罰せられるべき行為をしたときは、その清算人は、同法同条に規定する過料と同一の範囲の額の過料に処する。

2 前項の規定は、法人である労働組合の代表者が第十一条第二項の規定に基いて発する政令で定められた登記事項の変更の登記をすることを怠つた場合において、その代表者につき準用する。

附 則

1 この法律施行の期日は、公布の日から起算して三十日を越えない期間内において、政令で定める。

2 この法律施行の際現に法人である労働組合は、この法律の規定による法人である労働組合とみなす。但し、この法律施行の日から六十日以内にこの法律の規定に適合する旨の労働委員会の証明を受けなければならぬ。

3 この法律施行の際現に労働委員会の委員である者は、この法律の規定によつて罷免される場合を除く外、その任期満了の日まで在任するものとし、労働委員会の事務局長及びその他の職員は、法令に従つて別に辞令を發せられないときは、この法律の規定によつて任命されたものとみなされ、同級に止ま

り、同俸給を受けるものとする。

4 この法律施行の際現に労働委員会に係属中の事件の処理については、なお改正前の労働組合法（昭和二十年法律第五十一号）の規定による。

5 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

6 公共企業体労働関係法（昭和二十三年法律第二百五十七号）の一部を次のように改正する。

第三条中「労働組合法（昭和二十四年法律第五十一号）（第十一条、第十二条及び第二十四条から第三十七条までの規定を除く。）を「労働組合法（昭和二十四年法律第七十四号）（第七条、第八条及び第十八条から第三十三条までの規定を除く。）」に改める。

第三十七条中「労働組合法第二十八条から第三十一条まで及び第三十四条から第三十七条まで」を「労働組合法第二十一条第一項、第二十二條、第三十條及び第三十一条」に改める。

附則第三項を次のように改める。

労働組合法第五条、第十一条及び同法附則第二項に規定する労働委員会の権限は、労働大臣が行う。

7 労働省設置法（昭和二十四年法律第六十二号）の一部を次のように改正する。

第四条中第十四号及び第十六号から第十八号までを削り、第十五号を第十四号とし、第十九号を第十五号とし、以下各号を順次四号ずつ繰り上げ、第十五号、第十六号を次のように改め、第三十七号中「労働組合法」の次に「（昭和二十四年法律第七十四号）」を加える。

十五 公益事業に関する労働争議につき、労働委員会に調停を請求すること。

十六 公共企業体の職員に関する労働組合について、立証を受け、及び証明を与えること。

第七条第一号を次のように改める。

一 労働組合法及び労働関係調整法（昭和二十一年法律第二十五号）の施行に関すること。但し

- 労働委員会が行う労働組合法第五条、第十一条、第十八条、第二十条から第二十二條まで、第二十四条から第二十七條まで及び附則第二項但書の規定による事務並びに労働関係調整法第四十二條の規定による事務を除く。
- 8 運輸省設置法（昭和二十四年法律第百五十七号）の一部を次のように改正する。
- 第四条第一項中第十八号を削り、第十九号を第十八号とし、以下順次一号ずつ繰り上げ、第二十五号中「第五十号」を「第四十九号」に改め、第十九号を次のように改める。
- 十九 船員に係る労働争議につき船員中央労働委員会及び船員地方労働委員会（以下「船員労働委員会」という。）に調停を請求すること。
- 第五十七條中「労働関係調整法」の次に「（昭和二十一年法律第二十五号）」を加える。
- 9 他の法律中「労働組合法（昭和二十年法律第五十一号）」を「労働組合法（昭和二十四年法律第百七十四号）」に改める。
- 1 附 則（抄）（昭二五・三・三一法第七九号）
この法律は、昭和二十五年四月一日から施行する。
- 附 則（昭二五・四・一法第八四号）
- 1 この法律は、公布の日から施行する。
- 2 北海道、大阪府又は福岡県の地方労働委員会は、当該地方労働委員会の委員の定数のうち、労働組合法第十九條第二十項の改正規定により増加した数を充當するため新たに委員が任命されるまでは、なお改正前の定数をもつて組織する。
- 3 前項の地方労働委員会の委員であつて、当該地方労働委員会の委員の定数のうち労働組合法第十九條第二十項の改正規定により増加した数を充當するため新たに任命されたものの任期は、同条同項本文において準用する同条第十一項本文の規定にかかわらず、任命の日からこの法律施行の際現に当該地方労働委員会の委員である者の任期満了の日までとする。

- 附 則（抄）（昭二五・五・四法第一三九号）
この法律は、公布の日から施行する。
- 附 則（抄）（昭二六・六・七法第二〇三号）
この法律は、公布の日から施行する。
- 附 則（抄）（昭二七・七・三一法第二八八号）
（施行期日）
- 1 この法律は、公布の日から起算して一箇月をこえない期間内において、政令で定める日から施行する。（昭二七政三二二により、昭二七・八・一より施行）
- （労働組合法の改正に伴う経過措置）
- 2 改正後の労働組合法の規定により使用者を代表する委員、労働者を代表する委員及び公益を代表する委員各五人又は三人をもつて組織することとなる地方労働委員会については、労働委員会の委員の数は、この法律の施行の際現に在任する委員又はその補欠の委員の在任する間（その任期中に限る。）なお、従前の例によるものとする。
- 1 附 則（昭二九・一二・八法第二一二号）
この法律の施行の期日は、公布の日から起算して九十日をこえない期間内において、政令で定める。（昭三〇政一〇により三〇・三・一より施行）
- 2 この法律の施行の際現に使用者を代表する委員、労働者を代表する委員及び公益を代表する委員の定数が各三人である地方労働委員会については、その委員の定数は、この法律の施行後新たに委員（補欠
- 3 改正後の労働組合法第二十七條第二項の規定は、この法律の施行前にした労働委員会に対する同法第二十七條第一項の申立の効力に影響を及ぼすものではない。
- 4 この法律の施行前にした改正前の労働組合法第七條の規定に違反する行為であつて、この法律の施行前に同法第二十七條第一項の申立がなかつたものに関する改正後の同法第二十七條第二項の規定の適用については、この法律の施行の日に当該行為がなされたものとみなす。

の委員を除く。)が任命される日の前日までは、なお従前の例によるものとする。

3 前項の地方労働委員会の委員であつて、当該地方労働委員会の委員の定数のうち労働組合法第十九条第二十一項の改正規定により増加した数を充当するため新たに任命されたものの任期は、同項において準用する同条第十一項本文の規定にかかわらず、任命の日から、その任命の際現に当該地方労働委員会の委員である者の任期満了の日までとする。

註 最低賃金法(三四・四・一五、法律第一三七号)の公布に伴い、最低賃金法の施行期日を定める政令(三四・五・四、政令第一六二号)に基き三十四年七月十日から施行。

労働組合法施行令

(法第五條の管轄)

第一條 労働組合法(以下「法」という。)第五條第一項の労働委員会は、当該労働組合が参与しようとする手続につき、法及びこの政令の規定により管轄権を有する労働委員会とする。但し、管轄権を有する労働委員会が定まつていない場合は、その労働組合が一の都道府県の区域内のみに組織を有するとき

公布	昭和二十四年六月二十九日
政令	第二百三十一号
改正	昭和二十五年四月二十七日
政令	第九十八号
改正	昭和二十五年六月十日
政令	第八十五号
改正	昭和二十五年七月二十七日
政令	第二百三十六号
改正	昭和二十七年七月三十一日
政令	第三百二十二号
改正	昭和二十七年八月三十日
政令	第三百九十三号
改正	昭和二十八年八月十八日
政令	第二百一十八号
改正	昭和三十年一月二十七日
政令	第十一号
改正	昭和三十一年七月十一日
政令	第七十二号

は、当該地方労働委員会とし、その労働組合が二以上の都道府県にわたつて組織を有するとき、又は中央労働委員会において当該事案が全国的に重要な問題にかかると認めたときは中央労働委員会とする。

(法第十一條の管轄)

第二條 法第十一條第一項の労働委員会は、労働組合の主たる事務所の所在地を管轄する地方労働委員会又は中央労働委員会とする。

2 労働委員会は、法第十一條第一項の証明の申請があつた場合において、当該労働組合が法の規定に適合すると認めるときは、遅滞なくその旨の証明書を交付しなければならない。

(法人である労働組合の登記)

第三條 法第十一條第一項の規定による登記には、左

- 一 名称
- 二 主たる事務所
- 三 目的及び事業

四 代表者の氏名及び住所

五 解散事由を定めたときはその事由

第四條 法人である労働組合が主たる事務所を移転したときは、旧所在地においては二週間以内に移転の登記をし、新所在地においては三週間以内に前條に掲げる事項を登記しなければならない。

2 同一の登記所の管轄区域内において主たる事務所を移転したときは、その移転の登記をするだけで足りる。

第五條 前條の場合を除く外、登記した事項中に変更を生じたときは、二週間以内にその登記をしなければならない。

第六條 法人である労働組合の清算が終了したときは、清算終了の日から二週間以内にその登記をしなければならない。

第七條 法人である労働組合の登記については、その主たる事務所の所在地を管轄する法務局若しくは地方法務局又はその支局が管轄登記所としてこれをつ

かさどる。

2 各登記所に労働組合登記簿を備える。

第八條 法第十一條第一項の規定による登記は、代表者の申請によつてする。

2 前項の登記の申請書には、規約、第二條第二項の証明書及び申請人の資格を証する書面を添附しなければならない。

第九條 法人である労働組合の主たる事務所の移転その他登記事項の変更の登記は、代表者又は清算人の申請によつてする。

2 前項の登記の申請書には、登記事項の変更を証する書面を添附しなければならない。

第十條 法人である労働組合の解散の登記の申請書には、解散の事由を証する書面及び代表者が清算人とならない場合には清算人の資格を証する書面を添附しなければならない。

第十一條 法人である労働組合の清算終了の登記は、清算人の申請によつてする。

ると認めるときは、中央労働委員会及び労働大臣が行うものとする。

(労働委員会の権限の行使)

第十六條 労働委員会は、法及び労働関係調整法(昭和二十一年法律第二十五号)に規定する権限を独立して行うものとする。

(地方労働委員会の名称等)

第十七條 地方労働委員会は、都道府県の機関として都道府県ごとに置かれるものとし、当該都道府県の名を冠する。

(中央労働委員会の指示権等)

第十八條 中央労働委員会は、地方労働委員会に対して地方労働委員会の事務処理に関する基本方針及び法令の解釈について必要な一般的指示をすることができる。

第十九條 中央労働委員会は、地方労働委員会に対して、当該地方労働委員会において処理している事務について、期限を指定して報告を求め、法令の適用

第十二條 登記所は、登記した事項を遅滞なく公告しなければならない。

第十三條 非訟事件手続法(明治三十一年法律第十四号)第三百二十九條ノ二、第四百一條から第四百五十四條まで、第五百十條ノ四から第五百五十一條ノ四まで、第五百五十一條ノ六及び第五百五十四條から第五百五十七條まで(商業登記の通則)の規定は、法人である労働組合の登記に準用する。

第十四條 削除

(労働協約の拡張適用の手続)

第十五條 法第十八條の決議及び決定は、当該地域が一の都道府県の区域内のみあるときは、当該地方労働委員会及び当該都道府県知事が行い、当該地域が二以上の都道府県にわたるとき、又は中央労働委員会において当該事案が全国的に重要な問題にかか

その他当該事務の処理に關して必要と認めらるる示さ又は助言をすることができらる。

(委員の任命の手續)

第二十條 労働大臣は、法第十九條第七項の規定に基いて使用者を代表する者(以下「使用者委員」といふ。)又は労働者を代表する者(以下「労働者委員」といふ。)を任命しようとするときは、二以上の都道府県にわたつて組織を有する使用者団体又は労働組合に對して候補者の推薦を求め、その推薦があつた者の中から任命するものとする。

2 労働大臣は、法第十九條第七項の規定に基いて公益を代表する者(以下「公益委員」といふ。)を任命しようとするときは、使用者委員及び労働者委員にその任命しようとする委員の候補者の名簿を提示して同意を求め、その同意があつた者の中から任命するものとする。

第二十一條 都道府県知事は、法第十九條第二十一項で準用する同條第七項の規定に基いて使用者委員又

は労働者委員を任命しようとするときは、当該都道府県の区域内のみに組織を有する使用者団体又は労働組合に對して候補者の推薦を求め、その推薦があつた者の中から任命するものとする。

2 都道府県知事は、法第十九條第二十一項で準用する同條第七項の規定に基いて公益委員を任命しようとするときは、使用者委員及び労働者委員にその任命しようとする委員の候補者の名簿を提示して同意を求め、その同意があつた者の中から任命するものとする。

(公益委員の通知義務)

第二十二條 公益委員は、政党に加入したとき、政党から脱退し、若しくは除名されたとき、又は所属政党が變つたときは、中央労働委員会の公益委員にあつては労働大臣に、地方労働委員会の公益委員にあつては都道府県知事にその旨を通知しなければならない。

(委員の費用弁償)

第二十三條

法第十九條第十四項の規定により中央労働委員会の委員が弁償を受ける費用の種類及び金額は、会長である委員にあつては國務大臣が、その他の委員にあつては一般職の職員の給与に關する法律(昭和二十五年法律第九十五号)第六條第一項第一号イに規定する行政職俸給表(以下「行政職俸給表(一)」といふ。)の二等級の職務にある者が、国家公務員等の旅費に關する法律(昭和二十五年法律第一百四十四号。以下「旅費法」といふ。)の規定に基いて受ける旅費の種類及び金額と同一とする。

2 前項に定めるものの外、同項の費用の支給については、旅費法の定めるところによる。

第二十四條 法第十九條第二十一項で準用する同條第十四項の規定により地方労働委員会の委員が弁償を受ける費用の種類、金額及び支給方法は、当該都道府県の条例の定めるところによる。

(地方労働委員会の事務局の組織)

第二十五條 地方労働委員会の事務局に会長の同意を得て都道府県知事が定める課を置く。

2 前項の課の所掌事務の範圍は、会長の同意を得て

都道府県知事が定める。

3 地方労働委員会の事務局の事務局長は、事務吏員をもつて充て、その他の職員は、事務吏員その他当該都道府県の職員をもつて充てる。

(地方労働委員会の委員の數)

第二十五條の二 地方労働委員会の使用者委員、労働者委員及び公益委員の數は別表に掲げるところによる。

(公益委員のみで行う會議)

第二十六條 労働委員会は、法第二十四條の処分については、公益委員の過半数が出席しなければ、會議を開き、議決をすることができない。

(法第二十七條の管轄)

第二十七條 法第二十七條第一項の労働委員会は、不当労働行為の当事者である労働者、労働組合その他の労働者の団体若しくは使用者の住所若しくは主たる事務所の所在地を管轄する地方労働委員会又は不当労働行為が行われた地を管轄する地方労働委員会とする。但し、法第七條第四号に掲げる不当労働

行為に関しては、当該不当労働行為に係る同号の労働委員会も、法第二十七條第一項の労働委員会であるものとする。

2 同一の不当労働行為について二以上の労働委員会に事件が係属するときは、当該事件の処理は、最初に申立を受けた労働委員会がする。

3 不当労働行為について一の労働委員会に事件が係属する場合又は前項の規定により最初に申立を受けた労働委員会が事件の処理をすべき場合において、中央労働委員会が必要があると認めて管轄権を有する他の労働委員会を指定したときは、当該事件の処理は、その指定を受けた労働委員会がする。

4 相互に関連を有する二以上の不当労働行為につき各別に二以上の労働委員会に事件が係属する場合において、中央労働委員会が必要があると認めて当該事件の一につき管轄権を有する一の労働委員会を指定したときは、当該事件の全部の処理は、その指定を受けた地方労働委員会がする。

5 中央労働委員会において全国的に重要な問題にかかるものであると認められた事件に関しては、法第二十七條第一項の労働委員会は、前四項の規定にかかわらず、中央労働委員会とする。

(管轄指定)

第二十八條 第一条、第十五条又は前条の規定により中央労働委員会の権限に属する特定の事件の処理につき、中央労働委員会が必要があると認めて関係地方労働委員会のうち、その一を指定したときは、当該事件の処理は、その地方労働委員会がする。

(労働委員会に出頭を求められた者の費用弁償)

第二十八條の二 法第二十七條の規定により中央労働委員会に出頭を求められた者が弁償を受ける費用の種類及び金額は、行政職俸給表(一)の六等級から八等級までの職務のうち労働大臣が指定する等級の職務にある者が旅費法の規定に基いて受ける旅費の種類及び金額と同一とする。

2 前項に定めるもの外、同項の費用の支給について

は、旅費法の定めるところによる。

第二十八條の三 法第二十七條の二の規定により地方労働委員会に出頭を求められた者が弁償を受ける費用の種類、金額及び支給方法は、当該都道府県の条例の定めるところによる。

(船員に関する取扱)

第二十九條 船員法(昭和二十二年法律第百号)の適用を受ける船員に関しては、この政令に規定する中央労働委員会、地方労働委員会並びに労働大臣及び都道府県知事の行う権限は、それぞれ船員中央労働委員会、船員地方労働委員会及び運輸大臣が行うものとし、中央労働委員会及び地方労働委員会に関する規定(第十七條、第二十四條から第二十五條の二まで及び前條の規定を除く。)は、船員中央労働委員会及び船員地方労働委員会に準用する。この場合において、「都道府県」又は「都道府県の区域」とあるのは「海運局の管轄区域」と、第二十一条第一項中「使用者団体又は労働組合」とあるのは「使用者

団体又は労働組合(当該海運局の管轄区域内に事務所を有する使用者団体又は労働組合を含む。）」と読み替えるものとする。

2 船員地方労働委員会は、海運局の管轄区域ごとに置き、当該海運局の名を冠する。

3 法第十九條第二十二項の規定により船員地方労働委員会の委員が弁償を受ける費用の種類及び金額は、会長である委員にあつては行政職俸給表(一)の二等級の職務にある者が、その他の委員にあつては行政職俸給表(一)の三等級の職務にある者が、旅費法の規定に基いて受ける旅費の種類及び金額と同一とする。

4 前項に定めるものの外、同項の費用の支給については、旅費法の定めるところによる。

5 第二十八條の二の規定は、船員地方労働委員会に準用する。この場合において、同条中「労働大臣」とあるのは、「運輸大臣」と読み替えるものとする。

附 則 (抄)

この政令は、公布の日から施行し、昭和二十四年六月十日から適用する。

附 則 (昭和二五・四・二七政第九八号)

この政令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和二五・六・一〇政第一八五号)

この政令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和二五・七・二七政第二三六号)

この政令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和二七・七・三一政第三二二号)

1 この政令は、昭和二十七年八月一日から施行する。

2 改正後の労働組合法施行令別表第二の三の項に掲げる地方労働委員会については、その委員の数は、この政令の施行後新たに委員(補欠の委員を除く。)が任命される日の前日までは、改正後の労働組合法施行令第二十五条の二の規定にかかわらず、使用者を代表する委員、労働者を代表する委員及び公益を

代表する委員各五人とする。

附 則 (抄)

(昭和二七・八・三〇政第三九三号)

1 この政令は、昭和二十七年九月一日から施行する

附 則 (昭和二八・八・一八政第二〇二号)

1 この政令は、公布の日から施行する。

2 改正後の労働組合法施行令別表第二の二の項に掲げる地方労働委員会のうち、その委員の数が改正前の同令別表第二に掲げる当該地方労働委員会の委員の数に比して増加するものについては、その委員の数は、この政令の施行後新たに委員(補欠の委員を除く。)が任命される日の前日までは、改正後の労働組合法施行令第二十五条の二の規定にかかわらず、なお、従前の例によるものとする。

附 則 (昭和三〇・一・二七政第一一号)

この政令は、昭和三十年三月一日から施行する。

附 則 (昭三二・七・一政第一七二号)

1 この政令は、公布の日から施行する。

2 改正後の第二十三条(第二十九条第一項において準用する場合を含む)、第二十八条の二(第二十九条第一項及び第五項において準用する場合を含む)並びに第二十九条第三項及び第四項の規定は、この政令の施行の日以後に出発する旅行から適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

別 表

地方労働委員会	委員の数
一 北海道、東京都、大阪府又は福岡県に置かれる地方労働委員会	労働者委員、使用者委員及び公益委員各七人
二 青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、富山県、石川県、福井県、山梨県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県、京都府、兵庫県、奈良県、和歌山県、徳島県、香川県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、岡山県、愛媛県、高知県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県、又は鹿児島県に置かれる地方労働委員会	労働者委員、使用者委員、及び公益委員各五人

労働関係調整法

公布 昭和二十一年九月二十七日
法律 第二十五号
施行 昭和二十一年十月十三日
（勅令 第四百七十七号）
改正 昭和二十四年六月一日
法律 第四百七十五号
改正 昭和二十七年七月三十一日
法律 第二百八十八号

目次

第一章	総則
第二章	斡旋
第三章	調停
第四章	仲裁
第四章の二	緊急調整
第五章	争議行為の制限禁止等
附則	

第一章 総則

第一条 この法律は、労働組合法と相俟つて、労働関係の公正な調整を図り、労働争議を予防し、又は解決して、産業の平和を維持し、もつて経済の興隆に寄与することを目的とする。

第二条 労働関係の当事者は、互に労働関係を適正化するやうに、労働協約中に、常に労働関係の調整を図るための正規の機関の設置及びその運営に関する事項を定めるやうに、且つ労働争議が発生したときは、誠意をもつて自主的にこれを解決するやうに、特に努力しなければならない。

第三条 政府は、労働関係に関する主張が一致しない場合に、労働関係の当事者が、これを自主的に調整

することに對し助力を与へ、これによつて争議行為をできるだけ防止することに努めなければならない。

第四条 この法律は、労働関係の当事者が、直接の協議又は団体交渉によつて、労働条件その他労働関係に関する事項を定め、又は労働関係に関する主張の不一致を調整することを妨げるものではないとともに、又、労働関係の当事者が、かかる努力をする責務を免除するものではない。

第五条 この法律によつて労働関係の調整をなす場合には、当事者及び労働委員会その他の関係機関は、できるだけ適宜の方法を講じて、事件の迅速な処理を図らなければならない。

第六条 この法律において労働争議とは、労働関係の当事者間において、労働関係に関する主張が一致しないで、そのために争議行為が発生している状態又は発生する虞がある状態をいふ。

第七条 この法律において争議行為とは、同盟罷業、

怠業、作業所閉鎖その他労働関係の当事者が、その主張を貫徹することを目的として行ふ行為及びこれに對抗する行為であつて、業務の正常な運営を阻害するものをいふ。

第八条 この法律において公益事業とは、左の事業であつて、公衆の日常生活に欠くことのできないものをいふ。

- 一 運輸事業
- 二 郵便、電信又は電話の事業
- 三 水道、電気又は瓦斯供給の事業
- 四 医療又は公衆衛生の事業

内閣総理大臣は、前項の事業の外、国会の承認を経て、業務の停廃が国民経済を著しく阻害し、又は公衆の日常生活を著しく危くする事業を、一年以内の期間を限り、公益事業として指定することができる。

内閣総理大臣は、前項の規定によつて公益事業の指定をしたときは、遅滞なくその旨を、官報に告示

するの外、新聞、ラジオ等適宜の方法により、公表しなければならない。

第八條の二 中央労働委員会及び地方労働委員会に、その行ふ労働争議の調停又は仲裁に参与させるため、中央労働委員会にあつては労働大臣が、地方労働委員会にあつては都道府県知事がそれぞれ特別調整委員を置くことができる。

中央労働委員会に置かれる特別調整委員は、労働大臣が、地方労働委員会に置かれる特別調整委員は、都道府県知事が任命する。

特別調整委員は、使用者を代表する者、労働者を代表する者及び公益を代表する者とする。

特別調整委員のうち、使用者を代表する者は使用者団体の推薦に基いて、労働者を代表する者は労働組合の推薦に基いて、公益を代表する者は当該労働委員会の使用者を代表する委員及び労働者を代表する委員の同意を得て、任命されるものとする。

特別調整委員は、政令で定めるところにより、そ

の職務を行ふために要する費用の弁償を受けることができる。

特別調整委員に関する事項は、この法律に定めるものの外、政令でこれを定める。

第九條 争議行為が発生したときは、その当事者は、直ちにその旨を労働委員会又は都道府県知事（船員法（昭和二十二年法律第百号）の適用を受ける船員に關しては海運局長。以下同じ。）に届け出なければならぬ。

第二章 斡旋

第十條 労働委員会は、斡旋員候補者を委嘱し、その名簿を作製して置かなければならない。

第十一條 斡旋員候補者は、学識経験を有する者で、この章の規定に基いて労働争議の解決につき援助を与へることができる者でなければならぬが、その労働委員会の管轄区域内に住んでゐる者でなくても差し支へない。

第十二條 労働争議が発生したときは、労働委員会の

会長は、関係当事者の双方若しくは一方の申請又は職権に基いて、斡旋員名簿に記載されている者の中から、斡旋員を指名しなければならない。但し、労働委員会の同意を得れば、斡旋員名簿に記載してゐない者を臨時の斡旋員に委嘱することもできる。

第十三條 斡旋員は、関係当事者間を斡旋し、双方の主張の要点を確め、事件が解決されるやうに務めなければならない。

第十四條 斡旋員は、自分の手では事件が解決される見込がないときは、その事件から手を引き、事件の要点を労働委員会に報告しなければならない。

第十四條の二 斡旋員は、政令で定めるところにより、その職務を行ふために要する費用の弁償を受けることができる。

第十五條 斡旋員候補者に関する事項は、この章に定めるものの外命令でこれを定める。

第十六條 この章の規定は、労働争議の当事者が、双方の合意又は労働協約の定により、別の斡旋方法によ

つて、事件の解決を図ることを妨げるものではない。

第三章 調停

第十七條 労働組合法第二十條の規定による労働委員会による労働争議の調停は、この章の定めるところによる。

第十八條 労働委員会は、左の各号の一に該当する場合に、調停を行ふ。

- 一 関係当事者の双方から、労働委員会に対して、調停の申請がなされたとき。
- 二 関係当事者の双方又は一方から、労働協約の規定に基いて、労働委員会に対して調停の申請がなされたとき。
- 三 公益事業に関する事件につき、関係当事者の一方から、労働委員会に対して、調停の申請がなされたとき。
- 四 公益事業に関する事件につき、労働委員会が職権に基いて、調停を行ふ必要があると決議したと

き。

五 公益事業に関する事件又はその事件が規模が大きいため若しくは特別の性質の事業に関するものであるために公益に著しい障害を及ぼす事件につき、労働大臣（船員法の適用を受ける船員に関しては運輸大臣。以下同じ。）又は都道府県知事から、労働委員会に対して、調停の請求がなされたとき。

第十九條 労働委員会による労働争議の調停は、使用者を代表する調停委員、労働者を代表する調停委員及び公益を代表する調停委員から成る調停委員会を設け、これによつて行ふ。

第二十條 調停委員会の、使用者を代表する調停委員と労働者を代表する調停委員とは、同数でなければならない。

第二十一條 使用者を代表する調停委員は労働委員会
の使用者を代表する委員又は特別調整委員の中から、労働者を代表する調停委員は労働委員会の労働

者を代表する委員又は特別調整委員の中から、公益を代表する調停委員は労働委員会の公益を代表する委員又は特別調整委員の中から労働委員会の会長がこれを指名する。

第二十二條 調停委員会に、委員長を置く。委員長は、調停委員会で、公益を代表する調停委員の中から、これを選挙する。

第二十三條 調停委員会は、委員長がこれを招集し、その議事は、出席者の過半数でこれを決する。

調停委員会は、使用者を代表する調停委員及び労働者を代表する調停委員が出席しなければ、会議を開くことはできない。

第二十四條 調停委員会は、期日を定めて、関係当事者の出頭を求め、その意見を徴さなければならぬ。

第二十五條 調停をなす場合には、調停委員会は、関係当事者及び参考人以外の者の出席を禁止することができる。

第二十六條 調停委員会は、調停案を作成して、これを関係当事者に示し、その受諾を勧告するとともに、その調停案は理由を附してこれを公表することができる。この場合必要があるときは、新聞又はラジオによる協力を請求することができる。

前項の調停案が関係当事者の双方により受諾された後、その調停案の解釈又は履行について意見の不一致が生じたときは、関係当事者は、その調停案を提示した調停委員会にその解釈又は履行に関する見解を明らかにすることを申請しなければならない。前項の調停委員会は、前項の申請のあつた日から十五日以内に、関係当事者に対して、申請のあつた事項について解釈又は履行に関する見解を示さなければならぬ。

前項の解釈又は履行に関する見解が示されるまでは、関係当事者は、当該調停案の解釈又は履行に関して争議行為をなすことができない。但し、前項の期間が経過したときは、この限りでない。

第二十七條 公益事業に関する事件の調停については、特に迅速に処理するために、必要な優先的取扱がなされなければならない。

第二十八條 この章の規定は、労働争議の当事者が、双方の合意又は労働協約の定により、別の調停方法によつて事件の解決を図ることを妨げるものではない。

第四章 仲裁

第二十九條 労働組合法第二十條の規定による労働委員会による労働争議の仲裁は、この章の定めるところによる。

第三十條 労働委員会は、左の各号の一に該当する場合に、仲裁を行ふ。

- 一 関係当事者の双方から、労働委員会に対して、仲裁の申請がなされたとき。
- 二 労働協約に、労働委員会による仲裁の申請をなさなければならない旨の定がある場合に、その定に基いて、関係当事者の双方又は一方から、労働

委員会に対して、仲裁の申請がなされたとき。

第三十一條 労働委員会による労働争議の仲裁は、仲裁委員三人から成る仲裁委員会を設け、これによつて行ふ。

第三十一條の二 仲裁委員は、労働委員会の公益を代表する委員又は特別調整委員の中から、関係当事者が合意により選定した者につき、労働委員会の会長が指名する。但し、関係当事者の合意による選定がなされなかつたときは、労働委員会の会長が、関係当事者の意見を聞いて、労働委員会の公益を代表する委員又は特別調整委員の中から指名する。

第三十一條の三 仲裁委員会に、委員長を置く。委員長は、仲裁委員が互選する。

第三十一條の四 仲裁委員会は、委員長が招集する。仲裁委員会は、仲裁委員二人以上が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。仲裁委員会の議事は、仲裁委員の過半数でこれを決する。

第三十一條の五 関係当事者のそれぞれが指名した労働委員会の使用者を代表する委員又は特別調整委員及び労働者を代表する委員又は特別調整委員は、仲裁委員会の同意を得て、その会議に出席し、意見を述べることができる。

第三十二條 仲裁をなす場合には、仲裁委員会は、関係当事者及び参考人以外の者の出席を禁止することができない。

第三十三條 仲裁裁定は、書面に作成してこれを行ふ。その書面には効力発生の日も記さなければならぬ。

第三十四條 仲裁裁定は、労働協約と同一の効力を有する。

第三十五條 この章の規定は、労働争議の当事者が、双方の合意又は労働協約の定により、別の仲裁方法によつて事件の解決を図ることを妨げるものではない。

第四章の二 緊急調整

第三十五條の二 内閣総理大臣は、事件が公益事業に

関するものであるため、又はその規模が大きいため若しくは特別の性質の事業に関するものであるために、争議行為により当該業務が停止されるときは国民経済の運行も著しく阻害し、又は国民の日常生活を著しく危くする虞があると認める事件について、その虞が現実存するときに限り、緊急調整の決定をすることができる。

内閣総理大臣は、前項の決定をしようとするときは、あらかじめ中央労働委員会（船員法の適用を受ける船員に関しては、船員中央労働委員会。以下同じ。）の意見を聞かなければならない。

内閣総理大臣は緊急調整の決定をしたときは、直ちに、理由を附してその旨を公表するとともに、中央労働委員会及び関係当事者に通知しなければならない。

第三十五條の三 中央労働委員会は、前條の第三項の通知を受けたときは、その事件を解決するため、最

大限の努力を盡さなければならない。

中央労働委員会は、前項の任務を遂行するため、その事件について、左の各号に掲げる措置を講ずることができない。

- 一 斡旋を行ふこと。
- 二 調停を行ふこと。
- 三 仲裁を行ふこと（第三十條各号に該当する場合に限る。）。
- 四 事件の実情を調査し、及び公表すること。
- 五 解決のため必要と認める措置をとるべきことを勧告すること。

前項第二号の調停は、第十八條各号に該当しない場合であつても、これを行ふことができる。

第三十五條の四 中央労働委員会は、緊急調整の決定に係る事件については、他のすべての事件に優先してこれを処理しなければならない。

第五章 争議行為の制限禁止等

第三十六條 工場事業場における安全保持の施設の正

常な維持又は運行を停廃し、又はこれを妨げる行為は、争議行為としてでもこれをなすことはできない。

第三十七條 公益事業に関する事件につき関係当事者が争議行為をするには、その争議行為をしようとする日の少くとも十日前までに、労働委員会及び労働大臣又は都道府県知事にその旨を通知しなければならない。

緊急調整の決定があつた公益事業に関する事件については、前項の規定による通知は、第三十八條に規定する期間を経過した後でなければこれをするこゝとができない。

第三十八條 緊急調整の決定をなした旨の公表があつたときは、関係当事者は、公表の日から五十日間、争議行為をなすことができない。

第三十九條 第三十七條の規定の違反があつた場合においては、その違反行為について責任のある使用者若しくはその団体、労働者の団体又はその他の者若

しくはその団体は、これを十万円以下の罰金に処する。

前項の規定は、そのものが、法人であるときは、理事、取締役その他法人の業務を執行する役員に、法人でない団体であるときは、代表者その他業務を執行する役員にこれを適用する。

一個の争議行為に關し科する罰金の総額は、十万円を超えることはできない。

法人、法人でない使用者又は労働者の組合、争議団等の団体であつて解散したものに、第一項の規定を適用するについては、その団体は、なほ存続するものとみなす。

第四十條 第三十八條の規定の違反があつた場合においては、その違反行為について責任のある使用者若しくはその団体、労働者の団体又はその他の者若しくはその団体は、これを二十万円以下の罰金に処する。

前條第二項から第四項までの規定は、前項の場合

に準用する。この場合において同條第三項中「十万円」とあるのは、「二十万円」と読み替へるものとす。

第四十一條 削除

第四十二條 第三十九條の罪は、労働委員会の請求を待つてこれを論ずる。

第四十三條 調停又は仲裁をなす場合において、その公正な進行を妨げる者に対しては、調停委員会の委員長又は仲裁委員会の委員長は、これに退場を命ずることができる。

附 則

この法律施行の期日は、勅令でこれを定める。

労働争議調停法は、これを廃止する。

労働組合法の一部を次のやうに改正する。(次のやうは略)

附 則 (昭二四・六・一・法第一七五号)

1 この法律施行の期日は、公布の日から起算して三十日を超えない期間内において、政令で定める。

2 第二十六條第二項から第四項までの規定は、この法律の施行前に改正前の第二十六條の規定により提示された調停案については適用しない。

3 この法律の施行前になした改正前の第三十七條及び第四十條の規定に違反した行為に關する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 (昭和二七・七・三一法第二八八号)(抄)
(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して一箇月をこえない期間内において政令で定める月から施行する。(以下略)

(労働関係調整法の改正に伴う経過措置)

5 この法律の施行前にした改正前の労働関係調整法第三十七條又は第四十條に違反する行為に關する罰則の適用については、なお従前の例による。

労働関係調整法
施行令

公布	昭和二十一年十月十二日
改正	勅令第四百七十八号
改正	昭和二十二年四月七日
改正	勅令第四百十八号
改正	昭和二十二年八月三十一日
改正	政令第三百八十八号
改正	昭和二十三年一月十六日
改正	政令第三百五十六号
改正	昭和二十三年十二月二十七日
改正	政令第三百八十七号
改正	昭和二十四年六月二十九日
改正	政令第三百二十九号
改正	昭和二十五年七月二十二日
改正	政令第三百二十七号
改正	昭和二十七年七月三十一日
改正	政令第三百三十一号
改正	昭和三十一年七月三十一日
改正	政令第三百七十三号

第一條 労働関係調整法（昭和二十一年法律第二十五号。以下「法」といふ。）第八條の二の規定により中央労働委員会に特別調整委員を置くかどうかは、労働大臣が中央労働委員会の意見を聞いて定める。
中央労働委員会に置かれる特別調整委員の数は、使用者を代表する者、労働者を代表する者及び公益

を代表する者各五人をこえない範囲内で、労働大臣が中央労働委員会の同意を得て定める。
第一條の二 労働大臣は、法第八條の二第二項及び第四項の規定に基いて中央労働委員会の使用者を代表する特別調整委員又は労働者を代表する特別調整委員を任命しようとするときは、二以上の都道府県にわたつて組織を有する使用者団体又は労働組合に対して候補者の推薦を求め、その推薦があつた者の中から任命するものとする。

労働大臣は、法第八條の二第二項及び第四項の規定に基いて中央労働委員会の公益を代表する特別調整委員を任命しようとするときは、中央労働委員会の使用者を代表する委員及び労働者を代表する委員に、その任命しようとする特別調整委員の候補者の名簿を提供して同意を求め、その同意があつた者の中から任命するものとする。

第一條の三 中央労働委員会の特別調整委員の任期は、一年（労働大臣が中央労働委員会の同意を得

て、特別調整委員の全部又は一部について、一年に満たない期間を定めたときは、その特別調整委員についてはその期間とする。但し、補欠の特別調整委員は、前任者の残任期間在任する。

労働大臣は、中央労働委員会の特別調整委員が心身の故障のために職務の執行ができないと認めたと き、又は特別調整委員に職務上の義務違反その他特別調整委員たるに適しない非行があると認められた時は、中央労働委員会の同意を得て、その特別調整委員を罷免することができる。

第一條の四 中央労働委員会の特別調整委員は、中央労働委員会の同意を得て中央労働委員会の会議（労働組合法（昭和二十四年法律第七十四号）第二十四條本文の規定により労働委員会の公益委員のみがその処分に參與すべき事件に関するものを除く。）において、意見を述べることができる。

第一條の五 法第八條の二第五項の規定により中央労働委員会の特別調整委員が弁償を受ける費用の種類

及び金額は、一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）第六條第一項第一号イに規定する行政職俸給表（以下「行政職俸給表（イ）」という。）の二等級の職務にある者が国家公務員等の旅費に関する法律（昭和二十五年法律第十四号。以下「旅費法」という。）の規定に基いて受ける旅費の種類及び金額と同一とする。

前項に定めるものの外、同項の費用の支給については、旅費法の定めるところによる。

第一條の六 第一條の三及び第一條の四の規定は、地方労働委員会に置かれる特別調整委員会について準用する。この場合において、「中央労働委員会」とあるのは「地方労働委員会」と、「労働大臣」とあるのは「当該都道府県知事」と読み替へるものとする。

第一條の七 都道府県知事は、法第八條の二第二項及び第四項の規定に基いて地方労働委員会の使用者を代表する特別調整委員又は労働者を代表する特別調整委員を任命しようとするときは、当該都道府県の区域内のみに組織を有する使用者団体又は労働組合に対して候補者の推薦を求め、その推薦があつた者

の中から任命するものとする。

都道府県知事は、法第八條の二第二項及び第四項の規定に基いて地方労働委員会の公益を代表する特別調整委員を任命しようとするときは、当該地方労働委員会の使用者を代表する委員及び労働者を代表する委員に、その任命しようとする特別調整委員の候補者の名簿を提示して同意を求め、その同意があつた者の中から任命するものとする。

第一條の八 地方労働委員会の特別調整委員がその職務に関して知ることができた秘密は、漏らしてはならない。

第一條の九 法第八條の二第五項の規定により地方労働委員会の特別調整委員が弁償を受ける費用の種類、金額及び支給方法は当該都道府県の条例の定めるところによる。

第一條の十 法第九條の労働委員会又は都道府県知事は、その争議行為が一の都道府県区域内のみにかか

るものであるときは、当該地方労働委員会又は当該都道府県知事とし、その争議行為が二以上の都道府県にわたるものであるとき、又は全国的に重要な問題にかかるものであるときは、中央労働委員会又は関係都道府県知事の一とする。

第二條 法第九條の届出は、労政事務所を経由して、口頭又は電話その他適宜の方法でなすことができる。

法第九條の届出があつた場合において、その争議行為が、一の都道府県の区域内のみにかかるものであるときは、その届出を受けたものが地方労働委員会である場合は当該都道府県知事に、都道府県知事である場合は当該地方労働委員会にその旨を通知しなければならない。

法第九條の届出があつた場合において、その争議行為が、二以上の都道府県にわたるものであるときは、又は全国的に重要な問題にかかるものであるときは、その届出を受けたものが中央労働委員会であ

る場合は労働大臣に、関係都道府県知事の一である場合は労働大臣及び中央労働委員会にその旨を通知しなければならない。

第二條の二 労働争議の斡旋、調停及び仲裁に関する労働委員会の権限は、その労働争議が一の都道府県の区域内のみにかかるものであるときは当該地方労働委員会が、その労働争議が二以上の都道府県にわたるものであるとき、中央労働委員会が全国的に重要な問題にかかると認められたものであるときは、又は緊急調整の決定に係るものであるときは、中央労働委員会が行ふ。

前項の規定により中央労働委員会の権限に属する特定の事件の処理につき、中央労働委員会が必要があると認めて関係地方労働委員会のうちの一を指定したときは、当該事件の処理はその地方労働委員会がなす。

第三條 法第十二條の規定による斡旋員の指名、法第十八條第一号から第三号までの規定による調停、法

第二十六條第二項の規定による調停案の解釈若しくは履行に関する見解の明示又は法第三十條の規定による仲裁の申請は、関係当事者（当事者が法人、法人でない使用者又は労働者の組合、争議団等の団体であるときは、その代表者をいふ。以下同じ。）又はその委任を受けた者が、事件の要点を具し、書面でこれをなさなければならない。

第四條 労働委員会の会長は、斡旋員候補者の氏名、閱歴等を適宜の方法により、労働関係の当事者に周知させなければならない。

第五條 労働委員会は、斡旋員候補者が、辞任を申し出たとき、又は斡旋員候補者として不適当であると認められるに至つたときは、これを解任することができる。

第六條 斡旋員がその職務に関して知ることができた秘密は、漏らしてはならない。

第六條の二 法第十四條の二に定める中央労働委員会の斡旋員が弁償を受ける費用の種類及び金額は、行

政職俸給表(一)の二等級の職務にある者が旅費法の規定に基いて受ける旅費の種類及び金額と同一とする。

前項に定めるものの外、同項の費用の支給については、旅費法の定めるところによる。

第六条の三 法第十四条の二の規定により地方労働委員会の幹旋員が弁償を受ける費用の種類、金額及び支給方法は、当該都道府県の条例の定めるところによる。

第七条 労働委員会は、関係当事者の一方から、法第十八条第二号若しくは第三号の規定によつて調停の申請がなされたとき、又は法第二十六条第二項の規定によつて調停案の解釈若しくは履行に関する見解の明示の申請がなされたときは他の関係当事者に、法第十八条第四号の規定による決議をしたとき、又は同条第五号の規定による調停の請求がなされたときは関係当事者の双方に、遅滞なくその旨を通知し

なければならない。

前項の場合において、事件が公益事業に関するものであるときは、労働委員会は、併せて、その旨を公表しなければならない。

第八条 法第十八条第五号の調停の請求は、その事件が一の都道府県の区域内のみにかかるものであるときは当該都道府県知事がなし、その事件が二以上の都道府県にわたるものであるとき、又は中央労働委員会が全国的に重要な問題にかかると認められたものであるときは労働大臣がなす。

労働大臣が必要と認めるときは、前項の規定による都道府県知事又は労働大臣の職権は、同項の規定にかかわらず、労働大臣又は労働大臣の指定する都道府県知事が、これを行ふものとすることができる。

第九条 調停委員会の委員長は、会務を総理し、調停委員会を代表する。

第十条 調停委員会は、法第十八条第一号から第三号

までの規定による調停の申請、同条第四号の規定による決議又は同条第五号の規定による調停の請求がなされた日から、十五日以内に調停案を作成し、十日以内の期限を附して、関係当事者に、その受諾を勧告するものとする。

第十条の二 仲裁委員会の委員長は、会務を総理し、仲裁委員会を代表する。

第十条の三 法第三十五条の二第三項の緊急調整の決定の公表は、官報に告示することによつて行ふ。

内閣総理大臣は、緊急調整の決定をしたときは、前項の公表の外、新聞、ラジオその他の方法により公衆に周知させるやうに努めなければならない。

法第三十五条の三第二項第四号の実情の公表は、新聞、ラジオその他公衆が知ることができする方法によつてこれを行ふ。

第十条の四 法第三十七条の通知は、その争議行為が一の都道府県の区域内のみにかかるものであるときは、当該地方労働委員会及び当該都道府県知事に

対し、その争議行為が二以上の都道府県にわたるものであるとき、又は全国的に重要な問題にかかるとあるときは、中央労働委員会及び労働大臣に對しななければならない。

前項の規定により中央労働委員会及び労働大臣に對しなすべき通知は、関係地方労働委員会又は関係都道府県知事の一を経由してなすことができる。

第一項の通知は、争議行為をなす日時及び場所並びにその争議行為の概要を記載した文書によつてなさなければならない。

労働大臣又は都道府県知事は、第一項の通知を受けたときは、直ちに、公衆が知ることができする方法によつてこれを公表しなければならない。

第十一条 法第四十二条の請求は、その違反行為のあった地を管轄する地方労働委員会の決議により、会長から書面で検察官に対してこれをなす。

第十二条 削除

第十三条 船員法(昭和二十二年法律第百号)の適用

を受ける船員に関しては、この政令（第一條から第一條の九まで及び第六條の三の規定を除く。）中「労働大臣」とあるのは「運輸大臣」と、「中央労働委員会」とあるのは「船員中央労働委員会」と、「都道府県知事」とあるのは「海運局長」と、「地方労働委員会」とあるのは「船員地方労働委員会」と、「都道府県」又は「都道府県の区域」とあるのは、「海運局の管轄区域」と、「労政事務所長」とあるのは「海運局の支局の長又は出張所の長」と読み替へるものとする。

第六條の二の規定は船員地方労働委員会に準用する。この場合において、同条中「二等級」とあるのは、「三等級」と読み替へるものとする。

附則

この勅令は、労働関係調整法の施行の日から、これを施行する。

附則（昭和二七・七・三一政令第三二三号）

この政令は昭和二十七年八月一日から施行する。

附則（昭和二三・七・一政令一七三号）

1 この政令は、公布の日から施行する。

2 改正後の第一条の五及び第六條の二（第十三條第二項において準用する場合を含む。）の規定は、この政令の施行の日以後に出発する旅行から適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

電気事業及び石炭鉱業における争議行為の方法の規制に関する法律

（公布 昭和二十八年八月七日 法律第七十一号）

第一条 この法律は、電気事業（一般の需要に応じ電気を供給する事業又はこれに電気を供給することを主たる目的とする事業をいう。以下同じ。）及び石炭鉱業の特殊性並びに国民経済及び国民の日常生活に対する重要性にかんがみ、公共の福祉を擁護するため、これらの事業について、争議行為の方法に関して必要な措置を定めるものとする。

第二条 電気事業の事業主又は電気事業に従事する者は、争議行為として、電気の正常な供給を停止する行為その他電気の正常な供給に直接に障害を生ぜしめる行為としてはならない。

第三条 石炭鉱業の事業主又は石炭鉱業に従事する者

は、争議行為として、鉱山保安法（昭和二十四年法律第七十号）に規定する保安の業務の正常な運営を停廃する行為であつて、鉱山における人に対する危害、鉱物資源の減失若しくは重大な損壊、鉱山の重要な施設の荒廃又は鉱害を生ずるものをしてはならない。

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 政府は、この法律施行の日から起算して三年を経過したときは、その経過後二十日以内に、もしその経過して日から起算して二十日を経過した日に国会閉会中の場合は国会召集後十日以内に、この法律を存続させるかどうかについて、国会の議決を求めなければならぬ。この場合において、この法律を存続させない旨の議決があつたとき、又は当該国会の会期中にこの法律を存続させる旨の議決がなかつたときは、その日の経過した日から、この法律は、その効力を失う。

3 前項の規定によりこの法律がその効力を失つたときは、政府は、速やかにその旨を公示しなければならない。
電気事業及び石炭鉱業における争議行為の方法の規則に関する法律の存続について

(昭和三十一年十二月十三日 官報)

電気事業及び石炭鉱業における争議行為の方法の規則に関する法律(昭和二十八年法律第七十一号)は、同法附則第二項の規定により、昭和三十一年十二月八日、同法を存続させる旨の国会の議決があつたので、今後引き続き存続することとなつた。

昭和三十一年十二月八日

労働大臣 倉石忠雄

中央労働委員会規則

制定昭和二十四年八月四日	中勞委規則 第一号
改正昭和二十五年三月二十二日	中勞委規則 第一号
改正昭和二十六年五月十二日	中勞委規則 第一号
改正昭和二十七年五月二十六日	中勞委規則 第一号
改正昭和二十七年八月十八日	中勞委規則 第二号
改正昭和二十七年九月三十日	中勞委規則 第三号

目次

第一章 総則(第一條・第二條)
第二章 会議(第三條—第十六條)
第三章 管轄に関する通則(第十七條—第二十一條)
第四章 労働組合の資格(第二十二條—第二十八條)
第五章 不当労働行為(第二十九條—第五十七條)
第一節 管轄(第二十九條—第三十一條)
第二節 初審の手続(第三十二條—第五十條)
第三節 再審査の手続(第五十一條—第五十六條)
第四節 記録の整理(第五十七條)

第六章 労働関係調整法第四十二條の請求(第五十條—第六十二條)
第六章の二 労働争議の実情調査(第六十二條の二—第六十二條の四)
第七章 労働争議のあつ、旋(第六十三條—第六十八條)
第八章 労働争議の調停(第六十九條—第七十七條)
第九章 労働争議の仲裁(第七十八條—第八十一條)
第十章 強制権限(第八十二條—第八十三條)
第十一章 諸報告(第八十四條—第八十五條)
第十二章 雑則(第八十六條—第八十七條)
附則

第一章 総則

(規則の目的)

第一條 この規則は、労働組合法(昭和二十四年法律第七十四号)、労働関係調整法、(昭和二十一年法律第二十五号)及び地方公営企業労働関係法(昭和二十七年法律第二百八十九号)の規定に基く労働委員会
の権限職務を迅速且つ公正に遂行できるよう、法の

運用にあつてとるべき諸手続を定めるものである

(用語の定義及び略称)

第二條 この規則中左に掲げる用語は、別段の定めがある場合を除き、それぞれ次の意味に用いる。

- 一 「労組法」とは、「労働組合法」を、「労働法」とは、「労働関係調整法」を、「労働法一部改正法」とは、「労働関係調整法の一部を改正する法律(昭和二十四年法律第七十五号)」を、「地方公労法」とは、「地方公営企業労働関係法」を、「労組法施行令」とは「労働組合法施行令(昭和二十四年政令第二百三十一号)」を、「労働法施行令」とは「労働関係調整法施行令(昭和二十一年勅令第四百七十八号)」をいう。
- 二 「委員会」とは、労働法第十九條に定める労働委員会のうち、中央労働委員会又は地方労働委員会をいい、中央労働委員会を「中労委」と、地方労働委員会を「地労委」と略称する。
- 三 「会長」とは、労働法第十九條に定める中労委

又は地労委の会長をいう。

四 「会長代理」とは、労働法第十九條に定める会長の職務を代行する者をいう。

五 「委員」とは、労働法第十九條に定める中労委又は地労委の委員をいう。

六 「事務局」、「事務局長」及び「職員」とは、それぞれ労働法第十九條に定める中労委又は地労委の事務局、事務局長及び事務局の職員をいう。

第二章 会議

(会議の種類)

第三條 委員会の会議は、左の通りとする。

- 一 委員の全員で行う会議(以下「総会」という。)
- 二 労働法第二十四條の規定に基き公益委員のみで行う会議(以下「公益委員会議」という。)
- 2 前項各号に掲げるもののほか、委員会は、必要に応じて、労働法第十九條の規定による調停委員会の会議、同法第三十一條の規定による仲裁委員会の会議及びこの規則第五條第五項の規定による小委員会

の会議を開く。

(総会の招集)

第四條 総会は、毎月二回日を定めて、会長が招集する。

- 2 前項に定めるもののほか、総会で議決したとき、会長が必要と認めるとき、中労委にあつては労働大臣、地労委にあつては当該都道府県知事から、若しくは三人以上の委員(使用者委員、労働者委員及び公益委員各一人以上を含まなければならない)から請求があつたとき又は中労委にあつては緊急調整の決定につき意見を聞かれたとき及び緊急調整の決定の通知があつたときには、会長は、臨時に総会を招集する。
- 3 前項の規定によつて労働大臣、都道府県知事又は委員が総会の招集を請求しようとする場合には、付議事項及び希望期日を、少くともその期日の五日前までに、会長に通告しなければならない。
- 4 会長が総会を招集しようとするときには、緊急や

むを得ない場合のほかは、少くとも三日前までに、付議事項及び日時を委員に通知しなければならない。

5 委員の全員が新たに任命された場合、並びに会長及び会長代理ともに欠けた場合における会長を選挙するための総会は、事務局長が招請する。

(総会の付議事項)

第五條 総会に付議すべき事項は、左の通りとする。

- 一 労働法第十八條の規定による労働協約に地域的の一般的拘束力を持たせることの決議に関する事項
- 二 労働法第十條の規定によるあつ、旋員候補者の委嘱及び労働法施行令第五條の規定によるあつ、旋員候補者の解任に関する事項
- 三 労働法第十二條但書の規定による臨時のあつ、旋員の委嘱に関する事項
- 四 労働法第十八條及び地方公労法第十四條の規定による調停の開始に関する事項

- 五 労調法第三十條及び地方公労法第十五條の規定による仲裁の開始に関する事項
- 六 労組法第十九條に基く委員の罷免並びに会長及び会長代理の選挙に関する事項
- 七 労組法第二十二條第一項に定める要求、臨検又は検査に関する事項
- 八 労調法施行令第一條、第一條の三及び第一條の六の規定による特別調整委員の設置、定数及び任期又は罷免に関する事項
- 九 その他会長が必要と認める事項
- 2 前項各号に掲げるもののほか、中労委にあつては労働協約の拡張適用、労働争議の調整にかかる管轄指定に関する事項又は緊急調整に対する意見及び緊急調整の決定にかかる事件の取扱に関する事項並びに労組法第二十六條の規定による規則の制定、改廃及び公布に関する事項を、地労委にあつては労組法附則第四項及び第五項の規定並びに労調法一部改正法附則第三項の規定によつて行われる事項を付議するものとする。
- 3 会長は、公益委員会議における決定その他会長が必要と認める事項について、総会において報告し、又は報告を求めるものとする。
- 4 事項が特に緊急の処理を必要とし総会を招集するいとまのないとき、又は日常軽易のものであるときは、会長は、総会に付議する以前にこれを処理することができ。但し、最近の総会においてその承認を求めなければならない。
- 5 会長は、総会の議決により、又は前項の規定に基づいて、総会における付議事項中特定の事項について事実の調査をし、又は細目にわたる審議を行うため、委員を指名して小委員会を設けることができる。
- 6 会長は、前項の規定による小委員会の編成にあつて、使用者委員及び労働者委員を加える場合には、各同数を指名するものとする。
- 7 小委員会に委員長をおく。委員長は、公益委員であるものとする。

ある委員の中から、小委員会の委員が選挙する。

(総会の定足数)

第六條 総会は、原則として使用者委員、労働者委員及び公益委員の各過半数が出席した場合に議事を開くものとする。

2 出席委員中使用者委員及び労働者委員が各同数でない場合に出席委員の過半数の同意があるときは、期間を限つて議決を延期することができる。

3 委員は、自己に直接利害関係がある事項については、その議決に加わることができない。議決に加わらない委員の数は、その事項については出席委員の数に算えない。

4 委員が当該事項について直接利害関係があるかどうかは、総会の決するところによる。当該委員は、この議決に加わることができない。

(総会の議事)

第七條 総会の議事は、会長がつかさどる。但し、会長事故あるときは会長代理がその職務を行い、会長

及び会長代理ともに事故あるときはあらかじめ会長の指名するところによつて、又は出席委員の選挙によつて公益委員の中から選出された委員がその職務を代行する。

2 議事は、会長を含む出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(公益委員会議の招集)

第八條 公益委員会議は、会長が必要に応じて招集する。

2 会長が公益委員会議を招集しようとするときは、緊急やむを得ない場合のほかは、少くとも前日までに、付議事項及び日時を通知しなければならない。

(公益委員会議の付議事項)

第九條 公益委員会議に付議すべき事項は、左の通りとする。

一 労組法第五條又は第十一條の規定による労働組合の資格に関する事項

- 二 労組法第七條及び第二十七條の規定による不当労働行為に関する事項
- 三 労調法第四十二條の規定による請求に関する事項

2 中労委にあつては、前項各号に掲げるものほか、労組法第二十五條第二項の規定による地労委の処分の再審査について付議するものとする。

(公益委員会議の定足数及び議事)

第十條 公益委員会議は、公益委員の定員の過半数の出席がなければ議事を開くことができない。

2 公益委員会議の議事は、会長がつかさどる。但し、会長は、特定の事項について委員を指名してその職務を行わせることができる。この場合においては、総会の承認を求めなければならない。

3 公益委員会議の議事は、公益委員の定員の過半数で決する。

(調停委員会、仲裁委員会又は小委員会の会議)

第十一條 調停委員会、仲裁委員会又は小委員会の会

議は、委員長が必要に応じて招集する。

2 調停委員会又は小委員会の議事は、委員長を含む出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

3 調停委員会、仲裁委員会又は小委員会においては、委員長は、必要に応じて会議の経過及び結果を会長又は総会に報告しなければならない。議決事項について少数意見があるときは、これを付して報告するものとする。

4 調停委員会の会議における議事運営は、前三項に定めるもののほか、労調法第二十二條から第二十六條まで、労調法施行令第九條及び第十條並びにこの規則第七十二條、第七十四條及び第七十五條に定めるところによる。

5 仲裁委員会の会議における議事運営は、本條に定めるもののほか、労調法第三十一條の三から第三十一條の五まで並びにこの規則第八十一條に定めるところによる。

(委員の欠席)

第十二條 委員は、病気その他の事由によつて会議に出席することができないときは、その旨を会長に通知しなければならない。

2 欠席委員は、委任によつて議事及び議決に加わることができない。

3 委員は、旅行その他の事由によつて一週間以上不在となるときは、あらかじめ会長に通知しなければならない。

(委員以外の者の発言)

第十三條 特別調整委員は、総会の同意を得て、総会において、その関係する調停又は仲裁事件について意見を述べることができる。

2 事務局長は、その会議の許可を得て、意見を述べることができる。

3 特別調整委員、あつ、旋員、職員その他関係行政庁の職員は、会議において、指名により、関係事項について報告又は説明することができる。

4 前項に定める者以外の者が発言を求めたときは、会長又は調停委員会、仲裁委員会若しくは小委員会の委員長は、その会議に諮つてこれを許すことができる。

(議場の整備)

第十四條 事務局長は、会長又は調停委員会、仲裁委員会若しくは小委員会の委員長の指揮をうけて、議場の整備にあたる。

(議事録の作成及びその承認)

第十五條 事務局長は、会議の議事についてそのたごに議事録を作成しなければならない。

2 事務局長は、総会の議事録については最近の総会の承認を、公益委員会議の議事録については会長の承認をうけるものとする。

(会議の経過の公表)

第十六條 会長は、総会、調停委員会又は仲裁委員会の会議の同意を得て、その経過の全部又は一部を公表することができる。議決事項について少数意見が

あるときは、これを付して公表するものとする。

第三章 管轄に関する通則

(管轄の決定)

第十七條 労組法第二十五條第一項、労組法施行令第二十七條第三項、第四項及び第二十八條並びに労調法施行令第二條の二第二項の規定によつて、中労委が特定の事件の処理につき自ら行うこと、又は関係地労委のうち、その一を指定することに關する手続は、特に定めるもののほか、この章の規定による。

(管轄に関する報告)

第十八條 地労委は、その地労委に申請若しくは請求のあつた事件が二以上の都道府県にわたり、又は全国的に重要な問題にかかると考ふる場合は、速かにその事件を中労委に報告しなければならない。地労委が管轄の有無についてにわかに判断しがたい場合にも、又同様とする。

2 前項の規定による報告は、申請書又は請求書その他管轄の決定に必要な資料を含まなければならない。

い。この場合において、地労委は、事件を取り扱うに適當な委員会について、意見を付することができる。

(決定及びその通知)

第十九條 中労委会長は、地労委から事件の管轄に關する報告を受けたときは、遅滞なく、総会若しくは公益委員會議に付議し、又はこの規則第五條第四項の規定によつて、中労委が自ら行うこと、又は特定の地労委を指定して行わせることを決定し、その旨を關係地労委に通知しなければならない。

(事件取扱の特例)

第二十條 地労委は、その地労委に申請若しくは請求のあつた事件につき管轄の有無についてにわかに判断しがたい場合において、事件の当事者双方が当該地労委の取扱を希望し且つその地労委が事件の迅速な処理を必要と認めたときは、前條の規定による中労委の決定前においても、その事件の取扱を始めることができる。

2 前項の規定によつて地労委が取扱を開始した事件について、中労委が自ら行うこと、又は他の特定の地労委を指定して行わせることを決定したときは、当該地労委は、直ちにその取扱を打ち切り、事件取扱の経過を、新たに事件を取り扱う委員会に通知しなければならない。

(關係書類の送付)

第二十一條 中労委が事件を取り扱う委員会を決定した場合においては、その事件の關係書類の存する委員会は、遅滞なく、その書類一切を、事件を取り扱う委員会に送付しなければならない。

第四章 労働組合の資格

(資格の審査)

第二十二條 労働組合が労組法第二條及び第五條第二項の規定に適合するかどうかの審査(以下「資格審査」という。)は、左の各号に規定する場合に行う。

- 一 労働組合が労組法に定める手続に參與し、又は救済を求めようとする場合

二 労働組合が法人登記のための資格証明書の交付を求めようとする場合

三 削除

四 総会において特に必要があると認める場合

(審査の手続)

第二十三條 資格審査は、会長が指揮してこれを行う。但し、会長は、公益委員の中から一人又は数人の委員(数人の委員の場合には、うち一人を委員長に指名しなければならない。)を選んで審査を担当させ、又職員を指定してその事務の処理を担当させることができる。

2 委員会が資格審査をするにあつては、労働組合が提出する証拠のほか、事実の調査及び必要と認められる証拠調べをすることができる。

(要件補正の勧告)

第二十四條 委員会は、労働組合が法の規定に適合しないと認めるときには、期間を定めて要件の補正を勧告することができる。

(決定)

第二十五條 労働組合が法の規定に適合するかどうかについて委員会が決定したときには、決定書を作成し、左の各号に掲げる事項を記載して会長がこれに署名捺印しなければならない。

- 一 労働組合が法の規定に適合し又はしない旨及びその理由
- 二 決定の日付

2 委員会は、決定書の写を労働組合に交付しなければならない。但し、この規則第二十六條に定める証明書の交付をもつてこれに代えることができる。

(証明書の交付)

第二十六條 労組法第十一條第一項の規定による証明書には、左の各号に掲げる事項を記載し、委員会名を記入して捺印しなければならない。

- 一 労働組合が法の規定に適合する旨
- 二 労働組名
- 三 労働組合の主たる事務所の所在地

四 決定の日付

五 証明書交付の日付

(再審査)

第二十七條 地労委の処分について不服がある労働組合は、決定書の写が交付された日から十五日以内に、初審の地労委を経由し、又は直接に中労委に対して、書面によつて再審査を申し立てることができる。

2 前項の規定による申立には、地労委の決定書の写、不服の要点及びその理由を添えなければならない。

3 地労委に再審査申立書が提出されたときには、地労委は、直ちにこれを中労委に送付しなければならない。再審査が中労委に直接申し立てられたときには、中労委は、直ちにその旨を初審の地労委に通知しなければならない。

4 中労委が労組法第二十五條第二項の規定による職権に基く再審査をするには、公益委員会議の議決に

よらなければならない。

5 前項の議決があつたときには、中労委は、その旨を初審の地労委及び労働組合に通知しなければならない。

6 再審査の申立があつたとき、又は職権によつて再審査を行うことを議決したときには、中労委は初審の地労委に当該事件の記録の提出を求めるとともに、労働組合に対して新しい証拠の提出をうながすことができる。

7 この規則第二十三條から第二十五條までの規定は、その性質に反しない限り、再審査の場合にこれを準用する。

8 再審査の決定書の写は、これを初審の地労委にも送付しなければならない。

(記録の整理)

第二十八條 審査の経過及び議事は、担当職員が記録を整理し、一件ごとに会長の確認をうけるものとする。

第五章 不当労働行為

第一節 管轄

(管轄を決定する時期)

第二十九條 労組法施行令第二十七條に定める委員会管轄は、労組法第二十七條の規定により申立をしたときを標準として定める。

(移送)

第三十條 申立があつた事件が管轄違いであると認めるときは、委員会は、公益委員会議の決定をもつて、直ちに管轄委員会にこれを移送しなければならない。

2 移送を決定した委員会は、その決定とともに、申立人が提出していた一切の書類を移送を受けた委員会に送付し、且つ、その旨を申立人に通知しなければならない。

3 審査を開始した後に管轄違いであることが判明したときには、委員会は、直ちにその審査を中止し、前二項に規定する手続をとらなければならない。

- 4 移送の決定は、移送を受けた委員会を拘束する。但し、移送を受けた地労委がその移送につき疑があるときに、この規則第三十一條の規定に従い中労委に管轄の指定を請求することを妨げない。
- 5 移送された事件は、移送を受けた委員会に初めから申し立てられたものとみなす。

(管轄の指定)

第三十一條 申立を受けた地労委がその管轄につき疑があるときには、公益委員会議の決定をもつて、直ちに中労委に対して管轄の指定を請求することができる。

2 審査を開始した後に、その管轄につき疑を生じたときには、地労委は、直ちに前項に規定する手続をとることができる。但し、管轄指定を請求した後ににおいては、中労委の指定があるまでは、審査を継続することができない。

3 中労委が前二項に定める請求を受けたときには、直ちに公益委員会議を招集し、当該事件の管轄委員

- 4 会を指定しなければならない。
- 4 労組法施行令第二十七條第三項及び第四項により、中労委が管轄委員会を指定する場合の手続については、前項の規定を適用する。
- 5 中労委によつて指定された管轄委員会に対する移送については、前條(第四項但書を除く)の規定を準用する。

第二節 初審の手続

(申立)

第三十二條 使用者が労組法第七條の規定に違反した旨の申立をしようとするものは、書面(申立書)又は口頭をもつて、管轄委員会に申し立てることができる。

2 申立書には、左の各号に掲げる事項を記載し、申立人が記名捺印してこれを委員会に提出しなければならない。

- 一 申立人の名称及び住所(申立人が労働組合その他権限ある団体である場合には、その代表者の氏

名及びその主たる事務所の所在地)

二 使用者の名称及び住所(使用者が法人その他使用者の団体である場合には、その代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

三 不当労働行為を構成する具体的事実

四 請求する救済の内容

五 申立の日付

3 口頭による申立の場合には、事務局は、前項第一号から第四号までに掲げる事項を明らかにさせ、これを録取し、読み聞かせたうえ、これに署名捺印させなければならぬ。録取した書面は申立書とみなす。

4 申立が前二項に規定する要件を欠くときは、委員会は、相当の期間を定めてその欠陥を補正させることができる。

(審査)

第三十三條 前條に定める申立があつたときは、会長は、事務の処理を担当する職員を指定するととも

に、遅滞なく事件について審査を行わなければならない。

2 「審査」とは、調査及び審問のすべての手続をいう。調査及び審問においては、当事者は、会長の許可を得て他人をして代理させることができる。

3 審査は、会長が指揮してこれを行う。

4 審査においては、当事者は、いつでも、証拠を提出することができる。但し、会長が必要がないと認めるときは、これを取調べないことができる。

(申立の却下)

第三十四條 申立が左の各号の一に該当するときは、委員会は、その申立を却下することができる。

- 一 申立がこの規則第三十二條に定める要件を欠き補正されないとき
- 二 労働組合が申立人である場合に、その労働組合が労組法第五條の規定により法の規定に適合する旨の立証をしないとき
- 三 申立が行為の日(継続する行為にあつてはその

終了した日) から一年を通過した事件にかかるときの

四 申立が地方公労法第十二條第二項の規定により救済を受けられないものであるとき

五 申立人の主張する事実が不当労働行為に該当しないことが明らかなきとき

六 請求する救済の内容が、法令上又は事実上実現することが不可能であることが明らかなきとき

2 申立の却下は、公益委員会議の決定による。決定書には、申立を却下する旨及びその理由を記載しなければならぬ。

3 決定書の写は、当事者に交付する。交付手続については、この規則第四十四條の規定を準用する。却下の効力は、決定書の写の交付によつて発生する。

4 審査を開始した後に申立を却下すべき事由があることが判明したときには、前三項の規定を適用する。

(申立の取下)

第三十五條 申立人は、命令書が交付せられるまでは、いつでも、申立の全部又は一部を取り下げることが出来る。

2 取下は、書面又は口頭によつてすることが出来る。口頭によるときは、事務局は、これを録取し、読み聞かせたうえ、これに署名捺印させなければならぬ。

3 取り下げられた部分については、申立は、初めから係属しなかつたものとみなす。

(審査の併合及び分離)

第三十六條 会長は、適当と認めるときには、審査を併合し又は分離することが出来る。

2 審査を併合し又は分離するときには、その旨を当事者に通知し、且つ、この規則第五十條第一項に規定する通知にその旨を付記しなければならない。

(調査の手続)

第三十七條 調査を開始するときには、委員会は、遅滞なくその旨を申立人に通知し、申立理由を疎明する

ための証拠の提出を求めるとともに、申立書の写を使用者に送付し、それに対する答弁書及びその理由を疎明するための証拠の提出を求めなければならぬ。

2 会長は、必要と認めるときは、当事者又は証人の出頭を求めてその陳述を聞き、その他適当な方法によつて事実の取調をすることができる。

3 当事者又は証人の陳述その他事実の取調については、調書を作る。調書については、この規則第四十條第十項及び第十一項の規定を準用する。但し、当事者又は証人が、署名捺印した口述書を提出したときは、これをもつて調書に代えることができる。

4 会長は、担当職員をして調査を行わせることができる。

(審査の実効確保の措置)

第三十七條の二 委員会は、当事者に対し、審査中であつても、審査の実効を確保するため必要な措置をとることを勧告することができる。

(和解)

第三十八條 会長は、適当と認めるときはいつでも、当事者に対して和解を勧告することができる。

2 和解が成立したときには、事件は終了する。

(審問の開始)

第三十九條 審問を開始するにあつては、委員会は、審問開始決定書を当事者に送付しなければならない。

2 審問開始決定書には、事件及び当事者の表示並びに審問の期日及び場所を記載し、且つ、当事者が出頭すべき旨を付記しなければならない。但し、使用者が法人その他の団体であるときには、特に出頭すべき者を指定することができる。

(審問の手続)

第四十條 審問は、当事者の立会のもとで行う。但し、当事者が出頭しない場合でも、適当と認めるときには、これを行うことを妨げない。

2 審問は、これを公開する。但し、公益委員會議が

必要と認めるときは、これを公開しないことができる。

3 審問には、当事者自身又は前條第二項但書の規定により指定された者が出頭しなければならない。但し、当事者は、会長の許可を得て、補佐人をもなつて出頭することができる。

4 審問期日及び場所は、そのたびごとにすべての委員及び当事者に、書面又は口頭をもつて通知しなければならない。

5 当事者が証人の尋問を申し出るには、証人の氏名、住所及び証言すべき事項を指示しなければならない。

6 証人の呼出状には、当事者の表示、尋問すべき事項の要領並びに尋問の日時及び場所を記載し、且つ、証人に出頭すべき旨を付記しなければならない。

7 審問に參與した委員は、会長に告げて当事者に問を發し、又は証人を尋問することができる。但し、

審問に際しては、自己の意見を述べてはならない。
8 当事者、代理人又は補佐人は、会長に告げて陳述を行い証人を尋問し、又は反対尋問することができる。

9 審問の結果命令を發するに熟すると認められるときは、会長は、審問を終結するに先き立つて、当事者に最後陳述をし、且つ、必要な証拠を提出し得るに充分な機会を與えなければならない。

10 担当職員は、審問の要領を記録した調書（審問調書）を作成し、これに署名捺印しなければならない。当事者その他の者の陳述は、その正確な要旨をこれに記載するか、又は速記等によつて逐語的に記録して、これを審問調書の一部としなければならない。

11 当事者又は関係人は、審問調書を閲覧することができる。この場合、当事者その他の者の陳述の記載について異議が述べられたときは、その旨を審問調書に付記しなければならない。
（審査委員）

第四十一條 会長は、公益委員の全員による審査に代えて、公益委員の中から一人又は数人の委員（以下「審査委員」という。）（数人の委員の場合には、会長は、うち一人を委員長に指名しなければならない。）を選び、審査を担当させることができる。

2 この規則第三十三條第二項から第四項まで、第三十六條から第三十八條まで及び第四十條中「会長」とあるのは、一人の審査委員が選任されたときには「審査委員」と、数人の審査委員が選任されたときには「審査委員長」と読み替えるものとする。
（合議）

第四十二條 審問を終結したときは、会長は、公益委員會議を開き合議を行う。

2 公益委員會議は、合議に先立つて、審問に參與した使用者委員及び労働者委員の出席を求め、その意見を聞かなければならない。但し、出席がないときは、この限りでない。

3 合議は、公開しない。

4 委員會議は、審問を終結した後においても、合議の結果により、審問を再開することができる。
（命令）

第四十三條 合議により申立人の請求にかかる救済を理由があると判定したときには、委員會議は、遅滞なく、書面によつて、救済の全部若しくは一部を認容する命令を發しなければならない。

2 前項の命令書には、左の各号に掲げる事項を記載し、会長がこれに署名捺印しなければならない。

- 一 命令書である旨の表示
- 二 当事者の表示
- 三 主文（請求にかかる救済の全部若しくは一部を認容する旨及びその履行方法の具体的内容）
- 四 理由（認定した事実及び法律上の根拠）
- 五 判定の日付
- 六 委員會議名

3 請求を理由がないと判定したときには、遅滞なく、書面によつて、申立を棄却する旨の命令を發し

なければならぬ。

4 前項の命令書には、主文に申立を棄却する旨を記載するほか、第二項の規定を適用する。

(命令書の交付)

第四十四條 会長は、期日を定めて当事者を出頭させ、命令書の写を交付し、再審査申立の権利があることを言い聞かせなければならない。この場合には、担当職員は、交付調書を作らなければならない。但し、当事者の受領証をもつてこれに代えることができる。

2 委員会は、前項に定める手続に代えて、命令書の写を配達証明の書留郵便によつて、当事者に送付することができる。この場合には、その配達の日もつて交付の日とみなす。

(命令の履行)

第四十五條 前條の規定により救済の全部又は一部を認容する命令につき命令書の写が交付されたときは、使用者は、遅滞なくその命令を履行しなければならない。

ならない。

2 命令を発した委員会の会長は、使用者に対し、命令の履行に関して報告を求めることができる。

(訴訟の指定代理人)

第四十六條 労組法第二十七條第六項の規定によつて訴が提起されたときには、委員会は、国の利害に係る訴訟についての法務総裁の権限等に関する法律(昭和二十二年法律第九十四号)第五條の規定に基づいて、特定の公益委員、事務局長若しくは職員を指定してこの訴訟を行わせることができる。

(緊急命令の申立)

第四十七條 委員会は、使用者が裁判所に訴を提起したことを知つたときには、直ちに公益委員會議を召集し、受訴裁判所に労組法第二十七條第七項に定める命令(以下「緊急命令」という。)を申し立てるべきかどうかについて決定しなければならない。

第四十八條 削除

第四十九條 削除

(通知及び報告)

第五十條 会長は、左の各号に該当する場合には、そのたびごとに遅滞なく、使用者(第二号の場合に限る。)、管轄地方裁判所(第一号から第四号までの場合は委員会所在地の裁判所、第五号の場合は使用者住所地の裁判所)及び地労委にあつては中労委に、その旨を通知しなければならない。

一 審査を開始したとき

二 審査を開始した後、事件を移送し若しくは申立を却下したとき、又は申立が取り下げられたとき

三 和解が成立したとき

四 命令書を交付したとき

五 緊急命令又は確定した命令に使用者が従わないとき

2 会長は、前項第五号の通知をしたときには、遅滞なく、公益委員會議にその旨を報告しなければならない。

3 会長は、第一項の各号の通知をしたとき、並びにこの規則第四十七條の規定によつて緊急命令が申し立てられたとき、及び地労委にあつてはその処分に対する再審査の申立があつたときには、最近の總會にその旨を報告しなければならない。

第三節 再審査の手続

(申立による再審査)

第五十一條 地労委の処分に対してその当事者のいずれか一方が再審査を申し立てる場合には、再審査申立書を初審の地労委を経由し又は直接に中労委に提出しなければならない。

2 再審査申立書については、この規則第三十二條第二項の規定を準用するほか、不服の要点及びその理由を記載し、初審の地労委の命令書又は決定書の写を添付しなければならない。

3 労働組合又は労働者は、命令書又は決定書が交付された日から十五日以内に、その命令に対して再審査を申し立てることができる。

4 地労委に再審査申立書が提出されたときには、地労委は、直ちにこれを中労委に送付しなければならない。再審査が中労委に直接申し立てられたときには、中労委は、直ちにその旨を初審の地労委に通知しなければならない。

5 初審の地労委に再審査申立書が提出された日をもつて、中労委に再審査を申し立てた日とみなす。

(命令履行の勧告)

第五十一條の二 中労委会長は、使用者が再審査を申し立て、命令の全部又は一部を履行しない場合において、必要があると認めるときは、使用者に対し、命令の全部又は一部の履行を勧告することができる。

2 前項の勧告を行う場合は、あらかじめ、使用者に対し弁明を求めなければならない。

(職権による再審査)

第五十二條 中労委が労組法第二十五條第二項の規定による職権に基く再審査をするには、公益委員会議の議決によらなければならない。

2 前項の議決があつたときには、中労委は、その旨を当事者及び初審の地労委に書面によつて通知しなければならない。

(初審の記録の提出)

第五十三條 再審査の申立があつたとき、又は中労委が職権によつて再審査を行うことを議決したときには、中労委は、初審の地労委に当該事件の記録の提出を求めることができる。

(再審査の範囲)

第五十四條 再審査は、申し立てられた不服の範囲において行う。但し、不服の申立は、初審において請求した範囲を越えてはならない。

2 この規則第五十二條の規定による再審査は、中労委が決定した範囲において行う。

(再審査の命令)

第五十五條 中労委は、再審査の結果、その申立に理由がないと認めるときにはこれを棄却し、理由があると認めるときには、地労委の処分を取り消し、

これに代る命令を発することができる。但し、初審の命令の変更は、不服申立の限度においてのみこれを行うことができる。

(その他の手続)

第五十六條 この章第三十二條から第五十條までの規定は、その性質に反しない限り、再審査の手続にこれを準用する。

2 再審査の申立が取り下げられ又は和解が成立したときには、中労委は、その旨を初審の地労委に通知しなければならない。命令書又は決定書の写は、これを初審の地労委に送付しなければならない。

第四節 記録の整理

(記録の整理)

第五十七條 審査の経過及び議事は、担当職員が記録を整理し、一件ごとに会長の確認を受けるものとする。

第六章 労働関係調整法

第四十二條の請求

(審査)

第五十八條 委員会が労調法第三十七條の規定に違反すると疑われる事実があることを知つたときには、遅滞なく、審査を開始しなければならない。但し、公益委員会議の議決あることを要する。

2 審査にあつて、必要があるときには、審問を開くことができる。審問には使用者委員及び労働者委員が參與することができる。

3 会長は、職員をして事実の取調を行わせることができる。

(警告)

第五十九條 委員会は、公益委員会議の議決により、労調法第三十七條違反の疑ある者に対し警告を発することができる。

(処罰の請求)

第六十條 審査の結果、処罰の必要があると認めるときには、委員会は、書面によつて検察官にその請求をしなければならない。

(総会に対する報告)

第六十一條 委員会がこの規則第五十八條の審査を開始したとき、第五十九條の警告をしたとき、及び審査の結果については、最近の総会にその旨を報告しなければならない。

(準用)

第六十二條 この章に定める手続に関する管轄、審査、合議及び記録については、その性質に反しない限り、それぞれこの規則第三十條、第三十一條、第三十三條、第三十六條、第三十七條、第三十九條から第四十二條まで及び第五十七條の規定を準用する。

第六章の二 労働争議の実情調査

(労働争議の実情調査)

第六十二條の二 労働争議が発生したときには、会長は、必要に応じ、委員、特別調整委員、事務局長若しくは職員をしてその実情を調査させ、又はあつ旋員候補者にこの調査を依頼することができる。その労働争議が公益事業にかかるとときは、会

長は、速かに、この調査をさせ又は依頼しなければならない。

2 前項の規定による実情調査の結果は、これを会長に報告しなければならない。

3 地労委は、公益事業にかかる労働争議の実情調査を開始したときは、中労委に報告しなければならない。

(緊急調整のための実情調査)

第六十二條の三 労調法第三十五條の三の規定に基づき中労委が緊急調整の決定にかかる労働争議の実情を調査するために、実情調査委員会を設けることができる。実情調査委員会の運営については、この規則第五條第五項から第七項までの規定を準用する。

2 前項の規定による実情調査の結果は、これを総会に報告しなければならない。

(争議行為予告通知の取扱)

第六十二條の四 労調法第三十七條第一項の規定に基づく通知を受けたときには、会長は、その事件に関する

る実情とともにその旨を総会に報告しなければならない。

2 地労委は、二以上の都道府県にわたり、又は全国的に重要な問題にかかると考ふる公益事業に関する労働争議につき争議行為が行われる旨の通知を受けたときは、直ちに中労委に報告しなければならない。地労委がその事件の管轄の有無について互に判断しがたい場合にも、又同様とする。

第七章 労働争議のあつ旋

第六十三條 削除

(あつ旋の申請)

第六十四條 あつ旋申請書には、左の各号に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 申請の日付
- 二 申請者の名称(当事者の委任を受けた者であるときは、その権限を証明する書面を添えなければならない。)
- 三 関係当事者の名称及びその組織

長は、速かに、この調査をさせ又は依頼しなければならない。

2 前項の規定による実情調査の結果は、これを会長に報告しなければならない。

3 地労委は、公益事業にかかる労働争議の実情調査を開始したときは、中労委に報告しなければならない。

(緊急調整のための実情調査)

第六十二條の三 労調法第三十五條の三の規定に基づき中労委が緊急調整の決定にかかる労働争議の実情を調査するために、実情調査委員会を設けることができる。実情調査委員会の運営については、この規則第五條第五項から第七項までの規定を準用する。

2 前項の規定による実情調査の結果は、これを総会に報告しなければならない。

(争議行為予告通知の取扱)

第六十二條の四 労調法第三十七條第一項の規定に基づく通知を受けたときには、会長は、その事件に関する

四 事業の種類

五 関係事業所名及びその所在地

六 あつ旋事項

七 申請に至るまでの交渉経過

八 争議行為を伴っている場合は、その概況

九 労働協約の定に基く当事者の一方からの申請である場合は、当該協約の関係條項

2 職員は、あつ旋申請書を受け付けるにあつて、事実を聞き取り、前項各号に定める記載事項と相違する個所があるときは、申請者に説明してその補正を求めなければならない。

3 関係当事者からあつ旋の申請があつたとき、又はあつ旋事項の変更若しくは追加があつたときは、その日を明確にしておかなければならない。

(あつ旋の開始)

第六十五條 申請又は職権に基いてあつ旋することを適当と認めるときは、会長は、あつ旋員を指名するか又は臨時のあつ旋員を委嘱するとともに担当職員

を指定し、その旨を速かに関係当事者の双方に通知しなければならない。

2 申請があつた場合でも、会長があつた旋の必要がないと認めるとき、又は争議の実情があつた旋に適しいと認めるときは、あつた旋を行わないことができる。

3 前項の規定によりあつた旋を行わないときは、会長は、その理由を関係当事者に明示しなければならない。

(あつた旋の報告)

第六十六條 あつた旋員は、あつた旋の経過について適時会長に報告し、又は必要に応じ総会に報告しなければならない。

2 あつた旋員が自分の手では事件が解決される見込がないとしてその事件から手を引いたとき、又はあつた旋が成立したときは、その経過を書面によつて会長に報告しなければならない。

3 会長は、あつた旋員の報告に基き、その経過を総会

に報告するものとする。

(あつた旋員名簿)

第六十七條 あつた旋員候補者の名簿には、左の各号に掲げる事項を記載する。

一 氏名、生年月日、住所、職業及び電話番号
(又は連絡方法)

二 経歴及び履歴

三 委嘱の日付

2 前項第一号の記載事項に変更のあつた場合には、そのたびごとにこれを訂正し、解任の場合には、削除するものとする。

(あつた旋員候補者の公示及び公表)

第六十八條 労働法施行令第四條の規定により、あつた旋員候補者の氏名、履歴等は、少くとも年一回労働委員会に於ては官報に、地労委に於ては当該都道府県公報に公示するとともに、適宜新聞紙等によつて公表するものとする。

2 事務局長は、あつた旋員候補者の名簿を常時事務局

に備え付け、希望者の閲覧に供するものとする。

第八章 労働争議の調停

(調停申請書)

第六十九條 調停申請書には、左の各号に掲げる事項を記載するものとする。

一 申請の日付

二 申請者の名称(当事者の委任を受けた者であるときは、その権限を証明する書面を添えなければならない。)

三 関係当事者の名称及びその組織

四 事業の種類(事業が労働法第八條の規定による公益事業を含むときは、その種別)

五 関係事業所名及びその所在地

六 調停事項

七 申請に至るまでの交渉経過

八 争議行為を伴っている場合は、その概況

九 労働協約の定に基く当事者の一方からの申請である場合は、当該協約の関係條項

(申請の受付)

第七十條 職員は、調停申請書を受け付けるにあつて事実を聞き取り、前條各号に定める記載事項と相違する個所があるときは、申請者に説明してその補正を求めなければならない。

2 労働法第十八條第一号、第二号若しくは第三号又は地方公務法第十四條第一号、第二号若しくは第三号の規定に基いて調停申請書が提出された場合でも、委員会が労働法第二條後段並びに第四條の規定の趣旨に基き、関係当事者間において事件の自主的解決についての努力が極めて不十分であり、なお、交渉の余地があると認めるときは、一応申請を取り下げて交渉を続行するよう勧告することができる。この場合には、関係当事者にその理由を明示しなければならない。

3 関係当事者から調停の申請があつたとき、委員会が職権に基いて調停を行う必要があると決議したとき、労働大臣若しくは都道府県知事から調停の請求

があつたとき、又は調停事項の変更若しくは追加があつたときは、その日を明確にしておかなければならない。

(調停委員の指名)

第七十一條 会長は、労調法第十九條から第二十一條までの規定に基いて調停委員を指名するに当り、当該事件に直接利害関係のある者を調停委員にするこ

とができない。
2 会長が調停委員を指名したときは、担当職員を指定して、調停委員及び担当職員の氏名を遅滞なく関係当事者に通知しなければならない。

(調停)

第七十二條 調停委員会の委員長は、調停を開始するにあたり、関係当事者に対して労組法第七條第四号に規定する事項及び調停委員会の運営その他必要な事項について趣旨の徹底を図らなければならない。

2 調停委員会は、必要と認められた場合には、事実を調査し、又は細部にわたる審議を行うことを特定の調

停委員又はその他の者に委嘱することができる。但し、その他の者を委嘱する場合には、あらかじめ会長の同意を得なければならない。

3 調停委員会は、事件を迅速且つ公正に解決するために適当と認めた場合には、事件の現地において調停手続の全部又は一部を行うことができる。

4 調停委員会の委員長は、調停の経過及びその結果について適時会長に報告し、又は必要に応じて総会に報告しなければならない。

(調停の取下)

第七十三條 労調法第十八條第一号若しくは第二号又は地方公労法第十四條第一号若しくは第二号の規定に基いて調停が開始されたときには、関係当事者双方の合意によつて、並びに労調法第十八條第三号若しくは第五号又は地方公労法第十四條第三号若しくは第五号の規定に基いて調停が開始されたときには、調停を申請した者又は請求した者によつて、いつでも調停事項の全部又は一部について申請又は請

求を取り下げることができる。

(調停の打切)

第七十四條 調停案を提示する以前においてやむを得ない事由のために調停を継続することができなくなつたときには、調停委員会は、理由を付してその旨を関係当事者に通知するとともに、その経過を書面によつて会長に報告しなければならない。

(調停の終結)

第七十五條 調停案に対し関係当事者の双方から回答があつたときには、調停委員会は、その任務を終結し、その経過を書面によつて会長に報告しなければならない。

(調停案の疑義に関する申請)

第七十六條 労調法第二十六條第二項の規定によつて調停案の解釈又は履行に関し関係当事者から見解を明らかにすることの申請があつたときは、会長は、速かにその調停案を提示した調停委員会の委員長に通知し、調停委員会の招集を求めなければならない。

2 前項の規定による申請が関係当事者の一方からなされたときは、会長は、他の関係当事者にも通知しなければならない。

(調停に関する公表)

第七十七條 委員会は、公益事業に関する事件について、調停の申請、請求若しくは決議があつたとき、又は調停案の解釈若しくは履行に関し関係当事者から見解を明らかにすることの申請があつたときは、新聞、ラジオ等によつてその旨を公表しなければならない。

第九章 労働争議の仲裁

(仲裁申請書)

第七十八條 仲裁申請書には、左の各号に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 申請の日付
- 二 申請者の名称(当事者の委任を受けた者であるときは、その権限を証明する書面を添えなければならない。)

- 三 関係当事者の名称及びその組織
- 四 事業の種類
- 五 関係事業所名及びその所在地
- 六 仲裁事項
- 七 申請に至るまでの交渉経過
- 八 争議行為を伴っている場合は、その概況
- 九 労働協約の定に基く一方からの申請である場合は、当該協約の関係條項
- 十 仲裁委員に關し当事者が合意により選定した者がある場合は、その氏名

(申請の受付)

第七十九條 仲裁申請書の受付については、この規則第七十條の規定を準用する。

(仲裁委員の選定及び指名の手續)

第八十條 労調法第三十一條の二但書に規定する場合においては、会長は、当該事件に直接利害關係ある者を仲裁委員に指名することができる。

2 会長が仲裁委員を指名したときは、担当職員を指

定して、仲裁委員及び担当職員の氏名を遅滞なく關係当事者に通知しなければならない。

3 仲裁委員会の委員長は、労調法第三十一條の五の規定により当事者が指名した委員又は特別調整委員の氏名を、それぞれ相手方当事者に対して通知しなければならない。

4 仲裁委員会の会議の期日及び場所は、そのたびごとに労調法第三十一條の五に規定する委員及び特別調整委員に書面又は口頭を以て通知しなければならない。

(仲裁の取下及び打切)

第八十一條 仲裁の取下及び打切については、この規則第七十三條及び第七十四條の規定を準用する。

第十章 強制権限

(臨検検査の指名)

第八十二條 会長は、委員会の事務を行うため必要があると認めるときには、適当と認める委員、事務局長又は職員を指名して労組法第二十二條の規定によ

る臨検検査を行わせることができる。

2 会長が前項の規定による指名をしようとするときは、総会に諮らなければならない。但し、急を要する場合、軽易な事項に關する場合又は特定の事項についてあらかじめ総会の承認がある場合には、この限りでない。

(身分及び用務の証明)

第八十三條 会長は、労組法第二十二條に定める臨検検査のために指名した者に対して、その身分及び用務を証明するため、左の様式による書面を交付しなければならない。

〇〇労委証第 号

臨検検査従事者証明書

職 氏 名

右の者は労働組合法第二十二條の規定により……に關する臨検検査に従事する者であることを証明する。

年 月 日 会 長 名 印

2 臨検検査を行う者は、常に前項の証明書を携帯し、關係人にこれを呈示しなければならない。

第十一章 諸報告

(内閣総理大臣、労働大臣又は知事に対する報告)

第八十四條 会長は、中労委にあつては労働大臣に、地労委にあつては当該都道府県知事に対して、左の各号に掲げる事項につき報告するものとする。

- 一 開催すべき総会の付議事項及び日時
- 二 開催された総会の経過概要
- 三 公益委員会議における決定
- 四 労働争議調整の開始
- 五 労調法第十八條第五号及び第四章の二並びに地方公労法第十四條第五号及び第十五條第五号の規定にかかる労働争議の調整経過及び結果
- 六 委員会月別概況
- 七 その他会長において必要と認める事項
- 2 前項第六号を除く他の各号に掲げる事項は、そのたびごとに報告するものとする。

3 中労委にあつては、労調法第四章の二の規定にか
かる労働争議の調整経過及び結果は、内閣総理大臣
に対しても報告するものとする。

(中労委に対する報告)

第八十五條 地労委会長は、中労委会長に対して、左
の各号に掲げる事項につき報告するものとする。

- 一 総会の経過概要
 - 二 委員会月別概況
 - 三 労働組合資格審査月別状況
 - 四 不当労働行為取扱状況(審査開始及び終結に際
して行う。)
 - 五 労調法第四十二條関係取扱状況(審査開始及び
終結に際して行う。)
 - 六 労働争議調整状況(調整開始及び終結に際して
行う。)
 - 七 その他会長又は事務局長において必要と認める
事項
- 2 前項第二号及び第三号を除く他の各号に掲げる事

項は、そのたびごとに報告するものとする。

第十二章 雜則

(連絡協議会及び連絡会議)

第八十六條 委員会相互の間の連絡を密にしその事
務の処理につき必要な統一と調整を図るため、使用
者委員、労働者委員及び公益委員の三者構成による
連絡協議会並びに会長及び事務局長の各連絡会議を
設ける。

2 連絡協議会及び連絡会議は、全国又は各地域別に
開催するものとし、全国会議は中労委が、各地域別
会議は当該地域内の各地労委がそれぞれ主催するも
のとする。

(委員会の相互援助)

第八十七條 中労委及び地労委は、その各々に係属中
の事案の処理にあつて、事務の迅速且つ円滑な
遂行のため必要があるときは、委員又は職員を派遣
する等の方法により、相互に連絡援助を図るもの
とする。特に必要がある場合には、その管轄に属する

特定の事件に関し、他の委員会に調査の一部を依頼
することができる。

2 前項の規定による連絡援助にあつて、委員又は
職員は、それぞれ他の委員会の持つ職分又は権限を
侵すようなことがあつてはならない。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

附則 (昭和二十五年三月二十三日中央労働
委員会規則第一号)

この規則は、公布の日から施行する。

附則 (昭和二十六年五月十二日中央労働委員
会規則第一号)

この規則は、公布の日から施行する。

附則 (昭和二十七年五月二十六日中央労働委
員会規則第一号)

この規則は、公布の日から施行する。

附則 (昭和二十七年八月十八日中央労働委員
会規則第二号)

この規則は、公布の日から施行する。

附則 (昭和二十七年八月十八日中央労働委員
会規則第二号)

この規則は、公布の日から施行する。

附則 (昭和二十七年九月三十日中央労働委員
会規則第三号)

この規則は、昭和二十七年十月一日から施行する

労働省組織令(抜萃)

施行 昭和二十七年八月三十日
政令 第三百九十三号
改正 昭和三十四年三月三十一日
政令 第六十八号

第二章 外局

第一節 中央労働委員会事務局

(事務局の分課)

第三十六條 中央労働委員会(以下本節中「委員会」
という。)の事務局に左の七課を置く。

- 庶務課
- 文書課
- 審査第一課
- 審査第二課

調整第一課

調整第二課

調整第三課

(庶務課)

第三十七條 庶務課においては、左の事務をつかさどる。

- 一 職員の人事並びに教養及び訓練に関すること。
- 二 職員の福利厚生に関すること。
- 三 予算、決算及び会計に関すること。
- 四 行政財産及び物品に関すること。
- 五 庁内の取締その他庶務に関すること。

(文書課)

第三十八條 文書課においては、左の事務をつかさどる。

- 一 委員会の会議に関すること。(他の所掌に属するものを除く。)
- 二 中央労働委員会規則及び公布に関すること。
- 三 あつ旋員候補者及び臨時のあつ旋員の委嘱並び

にあつ旋員、調停委員及び仲裁委員の指名に関すること。

- 四 文書の審査並びに文書の接受、発送、編集及び保存に関すること。
- 五 こう報に関すること。
- 六 委員会の事務のために必要な資料の収集、整理及び保存に関すること。
- 七 前各号に掲げるものの外、委員会の事務局の所掌に係る事務で他の所掌に属しないもの

(審査第一課)

第三十九條 審査第一課においては、左の事務をつかさどる。

- 一 委員会の会議(公益委員のみで行うものに限る。)に関すること。
- 二 労働組合の資格審査及びこれに係る再審査に関すること。
- 三 労働組合法第五条の規定による立証及び同法第三十一條第一項の規定による証明に関すること。

四 労働組合法第十八條の規定による決議に関すること。

五 委員会の事務を行うに必要な労働組合の規約、労働協約及び不当労働行為等の研究に関すること。

六 第二号から第四号まで及び次条各号に掲げる事務並びに労働関係調整法第四十二條の規定による請求に関する地方労働委員会の事務処理に関する報告の徴取、指示、示さ、助言及び管轄指定に関すること。

(審査第二課)

第四十條 審査第二課においては、左の事務をつかさどる。

- 一 不当労働行為に関する調査、審問、事実認定、命令及び再審査に関すること。
- 二 不当労働行為に関する裁判所に対する通知及び訴訟に関すること。

(調整第一課)

第四十一條 調整第一課においては、左の事務をつかさどる。

一 労働関係調整法第九条の規定による届出の受理、同法第三十七條の規定による通知並びに労働争議のあつ旋、調停及び仲裁の申請及び請求の受理に関すること。

二 労働関係調整法第三十五條の二第二項の規定による緊急調整の決定に関する委員会の意見に関すること。

三 労働争議のあつ旋、調停及び仲裁のために必要な調査に関すること。

四 労働争議のあつ旋、調停及び仲裁の事務に関する地方労働委員会の事務処理に関する報告の徴取、指示、示さ、助言及び管轄指定に関すること。

五 あつ旋員候補者及び特別調整委員に対する資料の提供その他必要な連絡に関すること。

六 前各号に掲げるものの外、委員会の行う労働争

議に関する事務で調整第二課及び調整第三課の所掌に属しないもの

(調整第二課)

第四十二条 調整第二課においては、公益事業及びこれに準ずる事業に関する労働争議の実情調査並びにあつ旋、調停及び仲裁に関する事務をつかさどる。

(調整第三課)

第四十三条 調整第三課においては、公益事業及びこれに準ずる事業以外の事業に関する労働争議の実情調査並びにあつ旋、調停及び仲裁に関する事務をつかさどる。

公共企業体等労働関係法

公布	昭和二十三年十二月二十日
改正	法律第二百五十七号
改正	昭和二十四年三月三十一日
改正	法律第六十号
改正	昭和二十四年六月一日
改正	法律第七十四号
改正	昭和二十五年五月四日
改正	法律第二百五十九号
改正	昭和二十七年七月三十一日
改正	法律第二百八十九号
改正	昭和二十七年七月三十一日
改正	法律第二百八十八号
改正	昭和二十八年四月十一日
改正	法律第三十二号
改正	昭和二十九年六月十一日
改正	法律第四百四十一号
改正	昭和三十一年五月二十二日
改正	法律第四百八十八号

目次

第一章 総則(第一条—第三条)

第二章 職員(第四条—第七条)

第三章 団体交渉等(第八条—第十六条)

第四章 争議行為(第十七条—第十八条)

第五章 公共企業体等労働委員会(第十九条—第二十条)

五条の六)

第六章 あつせん、調停及び仲裁(第二十六条—第三十七号)

第七章 雑則(第三十八条—第四十一条)

附則

第一章 総則

(目的及び関係者の義務)

第一条 この法律は、公共企業体及び国の経営する企業

業の職員の労働条件に関する苦情又は紛争の友好的且つ平和的調整を図るように団体交渉の慣行と手続とを確立することによつて、公共企業体及び国の経営する企業の正常な運営を最大限に確保し、もつて公共の福祉を増進し、擁護することを目的とする。

2 国家の経済と国民の福祉に対する公共企業体及び国の経営する企業の重要性にかんがみ、この法律で定める手続に参与する関係者は、経済的紛争をできるだけ防止し、且つ、主張の不一致を友好的に調整

するために、最大限の努力を盡さなければならぬ。

(定義)

第二条 この法律において「公共企業体等」とは、左に掲げるものをいう。

一 左に掲げる公共企業体

イ 日本国有鉄道

ロ 日本電信電話公社

ハ 日本専売公社

二 左に掲げる事業（これに附帯する事業を含む。）を行う国の経営する企業

イ、郵便、郵便貯金、郵便為替、郵便振替貯金、簡

易生命保険及び郵便年金の事業（これらの事業

を行う官署が行う、日本電信電話公社、国際電信

電話株式会社及び日本放送協会から委託された

業務、国民貯蓄債券の売りさばき、償還及び買

上並びにその割増金の支払に関する業務、印紙

の売りさばきに関する業務並びに年金及び恩給

の支給その他国庫金の受入払渡に関する業務を含む。）

ロ 国有林野事業

ハ 日本銀行券、紙幣、国債、印紙、郵便切手、郵便はがき等の印刷の事業（これに必要な用紙類の製造並びに官報、法令全書等の編集、製造及び発行の事業を含む。）

ニ 造幣事業（章は、い等の製造の事業を含む。）

ホ アルコール専売事業

2 この法律において「職員」とは、左に掲げる者をいう。

一 前項第一号の公共企業体に雇用される者であつて、役員及び日雇い入れられる者以外のもの

二 前項第二号の企業に勤務する一般職に属する国家公務員

（労働組合法との関係）

第三条 公共企業体等の職員に関する労働組合（以下

組合という。）並びに労働関係及びその調整について

は、この法律の定めるところにより、この法律に定めないものについては、労働組合法（昭和二十四年法律第七十四号）（第五条第二項第八号、第七条第一号但書、第八条及び第十八条から第三十二条までの規定を除く。）の定めるところによる。この場合において、同法第五条第一項中「労働委員会」とあるのは「公共企業体等労働委員会」と、「第二項」とあるのは「第二項並びに公共企業体等労働関係法第四條第一項」と、「この法律に規定する手続」とあるのは「この法律並びに公共企業体等労働関係法第二十条第二項及び第二十五条の五に規定する手続」と、「この法律に規定する救済」とあるのは「この法律及び公共企業体等労働関係法第二十五条の五に規定する救済」と、第六条中「労働組合の代表者又は労働組合の委任を受けた者」及び第七条第二号中「使用者が雇用する労働者の代表者」とあるのは「労働組合を代表する交渉委員」と、同条第四号中「労働委員会」とあるのは「公共企業体等労働委員

会」と、「労働関係調整法（昭和二十一年法律第二十五号）による労働争議の調整」とあるのは「公共企業体等労働関係法による紛争の調整」と、第十一条第一項中「この法律」とあるのは「この法律及び公共企業体等労働関係法第四條第一項」と、「労働委員会」とあるのは「公共企業体等労働委員会」と読み替えるものとする。

第二章 職員の組合

（職員の団結権）

第四条 職員は、組合を結成し、若しくは結成せず、又はこれに加入し、若しくは加入しないことができ。但し、管理又は監督の地位にある者及び機密の事務を取扱う者は、組合を結成し、又はこれに加入することができない。

2 前項但書に規定する者の範囲は、公共企業体等労働委員会の決議に基き、労働大臣が定めて告示する。

3 公共企業体等の職員でなければ、その公共企業体等の職員の組合の組合員又はその役員となることができない。

第五条及び第六条 削除

(専従職員)

第七条 組合の申出があつたときは、公共企業体等は、一定数を限り、その職員が組合の役員としてもつばら組合の事務に従事することを認めることができる。この場合においては、いかなる給与も支給してはならない。

第三章 団体交渉等

(団体交渉の範囲)

第八条 第十一条及び第十二条第二項に規定するもののほか、第四条第一項ただし書の規定により組合に加入することができない者以外の職員に関する次に掲げる事項は、団体交渉の対象とし、これに関し労働協約を締結することができる。ただし、公共企業体等の管理及び運営に関する事項は、団体交渉の対

象とすることができない。

- 一 賃金その他の給与、労働時間、休憩、休日及び休暇に関する事項
- 二 昇職、降職、転職、免職、退職、先任権及び懲戒の基準に関する事項
- 三 労働に関する安全、衛生及び災害補償に関する事項
- 四 前各号に掲げるもののほか、労働条件に関する事項

(交渉委員等)

第九条 公共企業体等と組合との団体交渉は、もつばら、公共企業体等を代表する交渉委員と組合を代表する交渉委員とにより行う。

第十条 公共企業体等を代表する交渉委員は当該公共企業体等が、組合を代表する交渉委員は当該組合が指名する。

2 公共企業体等及び組合は、交渉委員を指名したときは、その名簿を相手方に提示しなければならな

い。

第十一条 前二条に定めるもののほか、交渉委員の数、交渉委員の任期その他団体交渉の手續に關し必要な事項は、団体交渉で定める。

(苦情処理)

第十二条 公共企業体等及び組合は、職員の苦情を適当に解決するため、公共企業体等を代表する者及び職員を代表する者各同数をもつて構成する苦情処理共同調整会議を設けなければならない。

2 苦情処理共同調整会議の組織その他苦情処理に関する事項は、団体交渉で定める。

第十三条から第十五条まで 削除

(資金の追加支出に対する国会の承認の要件)

第十六条 公共企業体等の予算上又は資金上、不可能な資金の支出を内容とするいかなる協定も、政府を拘束するものではない。又国会によつて所定の行為がなされるまでは、そのような協定に基いていかなる資金といえども支出してはならない。

2 前項の協定をしたときは、政府は、その締結後十日以内に、事由を附しこれを国会に付議して、その承認を求めなければならない。但し、国会が閉会中のときは、国会召集後五日以内に付議しなければならない。国会による承認があつたときは、この協定は、それに記載された日附にさかのぼつて効力を発生するものとする。

第四章 争議行為

(争議行為の禁止)

第十七条 職員及びその組合は、同盟罷業、怠業、その他業務の正常な運営を阻害する一切の行為をすることができない。又職員は、このような禁止された行為を共謀し、そそのかし、若しくはあおつてはならない。

2 公共企業体等は、作業所閉鎖をしてはならない。(第十七条に違反した職員の身分)

第十八条 前條の規定に違反する行為をした職員は解雇されるものとする。

第五章 公共企業体等労働委員会

(設置)

第十九条 労働省に、公共企業体等労働委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(委員の任命)

第二十条 委員会は、公益を代表する委員（以下「公益委員」という。）五人、公共企業体等を代表する委員（以下「使用者委員」という。）三人及び職員を代表する委員（以下「労働者委員」という。）三人をもつて組織する。

2 公益委員は労働大臣が使用者委員及び労働者委員の意見をきいて作成した委員候補者名簿に記載されている者のうちから両議院の同意を得て、使用者委員は公共企業体等の推薦に基いて、労働者委員は組合の推薦に基いて、内閣総理大臣が任命する。

3 公益委員の任期が満了し、又は欠員を生じた場合において、国会の閉会又は衆議院の解散のために両議院の同意を得ることができないときは、内閣総理

大臣は、前項の規定にかかわらず、労働大臣が使用者委員及び労働者委員の意見をきいて作成した委員候補者名簿に記載されている者のうちから、公益委員を任命することができる。

4 前項の場合においては、任命後最初の国会で両議院の事後の承認を求めなければならない。この場合において、両議院の事後の承認が得られないときは、内閣総理大臣は、ただちにその公益委員を罷免しなければならない。

5 公益委員の任命については、そのうち二人以上が同一の政党に属することとなつてはならない。

6 委員は、非常勤とする。ただし、公益委員のうち二人以内は、常勤とすることができる。

(委員の欠格條項)

第二十一条 次の各号の一に該当する者は、委員となることができない。

一 禁治産者若しくは準禁治産者又は破産者で復権を得ない者

二 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終るまで、又は執行を受けることがなくなるまでの者

2 次の各号の一に該当する者は、公益委員となることができない。

一 国会又は地方公共団体の議会の議員

二 職員又は公共企業体の役員

(委員の任期等)

第二十二条 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員は、前任者の残任期間在任する。

2 委員は、再任されることができる。

3 委員の任期が満了したときは、当該委員は、後任者が任命されるまでその職務を行うものとする。

(公益委員の服務)

第二十三条 常勤の公益委員は、在任中、次の各号の一に該当する行為をしてはならない。

一 政党その他の政治的団体の役員となり、又は積極的に政治運動をすること。

二 内閣総理大臣の許可のある場合を除くほか、報

酬を得て他の職務に従事し、又は営利事業を営み、その他金銭上の利益を目的とする業務を行うこと。

2 非常勤の公益委員は、在任中、前項第一号に該当する行為をしてはならない。

(委員の失職及び罷免)

第二十四条 委員は、第二十一条第一項各号の一に該当するに至つた場合においては、その職を失う。公益委員が同条第二項各号の一に該当するに至つた場合も、同様とする。

2 内閣総理大臣は、委員が心身の故障のために職務の執行ができないと認める場合又は委員に職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があると認める場合においては、公益委員にあつては両議院の同意を得て、使用者委員又は労働者委員にあつては委員会の同意を得て、その委員を罷免することができる。

3 前項の規定により、内閣総理大臣が委員会に対し

て、使用者委員又は労働者委員の罷免の同意を求めた場合においては、当該委員は、その議事に参与することができない。

4 内閣総理大臣は、公益委員のうち一人がすでに属している政党にあらたに属するに至つた公益委員をただちに罷免するものとする。

5 内閣総理大臣は、公益委員のうち何人も属していなかつた政党にあらたに二人以上の公益委員が属するに至つた場合は、これらの者のうち一人をこえる員数の公益委員を、両議員の同意を得て、罷免するものとする。

(会長)

第二十五条 委員会に、会長を置く。会長は、公益委員のうちから、委員が選挙する。

2 会長は、委員会の会務を総理し、委員会を代表する。

3 委員会は、あらかじめ公益委員のうちから委員の選挙により、会長に故障がある場合において会長を

代理する委員を定めておかなければならない。

(事務局)

第二十五条の二 委員会に、その事務を整理させるため、事務局を置く。

2 事務局に、地方における事務を分掌させるため、事務局支局を置く。

3 事務局に、事務局長、事務局次長その他の職員を置く。

4 事務局支局の位置、名称及び管轄区域は、政令で定める。

(公益委員のみで行う権限等)

第二十五条の三 第四条第二項及び第二十五条の五並びに労働組合法第五条第一項及び第十一条第一項の規定による事務の処理には、公益委員のみが参与する。ただし、第二十五条の五の規定による審問に使用者委員及び労働者委員が参与することを妨げない。

2 委員会は、常勤の公益委員に、委員会に係属して

いる事件に関するものほか、公共企業体等の職員の労働関係の状況その他委員会の事務を処理するために必要と認める事項の調査を行わせることができる。

(規則制定権)

第二十五条の四 この法律及びこの法律に基く政令で定めるもののほか、委員会は、その行う手続その他事務処理に關し必要な事項について、公共企業体等労働委員会規則を定めることができる。

(委員会の命令等)

第二十五条の五 委員会は、公共企業体等が労働組合法第七條の規定に違反する旨の申立があつたときは、調査、審問及び事実の認定をし、並びに必要な命令を発することができる。

2 労働組合法第二十七条(第五項、第八項、第九項中段及び後段、第十項並びに第十二項の規定を除く。)の規定は、前項の申立があつた場合について準用する。この場合において、同条中「労働委員会」

及び「当該労働委員会」とあるのは「公共企業体等労働委員会」と、第一項及び第四項中「前條の規定により中央労働委員会が定める手続規則」とあるのは「公共企業体等労働委員会規則」と、第六項中「使用者が地方労働委員会の命令につき中央労働委員会に再審査の申立をしないとき、又は中央労働委員会」とあるのは「公共企業体等労働委員会」と、第十一項中「第二十五条の規定により中央労働委員会に再審査の申立をすること、又は訴」とあるのは「訴」と読み替えるものとする。

3 委員会は、第二十五条の三の規定にかかわらず、公共企業体等労働委員会規則で定めるところにより、第三十条の地方調停委員会の公益を代表する調停委員に調査又は審問を行わせることができる。この場合において、当該地方調停委員会の公共企業体等を代表する調停委員及び職員を代表する調停委員は、当該審問に参与することができる。

4 第十八条の規定による解雇に係る第一項の申立が

あつた場合において、その申立が当該解雇がなされた日から二月を経過した後になされたものであるときは、委員会は、第二項において準用する労働組合法第二十七条第二項の規定にかかわらず、これを受けることができない。

5 第十八条の規定による解雇に係る第一項の申立を受けたときは、委員会は、申立の日から二月以内に命令を発するようになければならない。

(準用規定等)

第二十五条の六 労働組合法第二十一条から第二十三条まで、第二十九条及び第三十条の規定は、委員会について準用する。

2 この法律に規定するもののほか、委員会に關し必要な事項は、政令で定める。

第六章 あつせん、調停及び仲裁

(あつせん)

第二十六条 委員会は、公共企業体等とその職員との間に発生した紛争について、関係当事者の双方若し

くは一方の申請又は委員会の決議により、あつせんを行うことができる。

2 前項のあつせんは、委員会の会長が委員、第二十九条第三項の調停委員候補者名簿に記載されている者若しくは第三十条の地方調停委員会の調停委員のうちから指名するあつせん員又は委員会の同意を得て委員会の会長が委嘱するあつせん員によつて行う。

3 あつせん員(委員又は地方調停委員会の調停委員である者を除く。以下同じ)は、政令で定めるところにより、報酬及びその職務を行うために要する費用の弁償を受けることができる。

4 あつせん員又はあつせん員であつた者は、その職務に關して知ることができた秘密を漏らしてはならない。

5 労働関係調整法(昭和二十一年法律第二十五号)第十三条及び第十四条の規定は、委員会の行うあつせんについて準用する。

6 委員会及び委員会の会長は、公共企業体等労働委員会規則で定めるところにより、あつせんに關する事務の一部を地方調停委員会に行わせることができる。

(調停の開始)

第二十七条 委員会は、次の場合に調停を行う。

一 関係当事者の双方が委員会に調停の申請をしたとき。

二 関係当事者の一方が労働協約の定に基いて委員会に調停の申請をしたとき。

三 関係当事者の一方の申請により、委員会が調停を行う必要があると決議したとき。

四 委員会が職権に基き、調停を行う必要があると決議したとき。

五 主務大臣が委員会に調停の請求をしたとき。

(委員会による調停)

第二十八条 委員会による調停は、当該事件について設ける調停委員会又は地方調停委員会によつて行

う。

2 調停委員会は、二以上の地方調停委員会の管轄区域にわたる事件について、調停を行う。

3 地方調停委員会は、その管轄区域内の事件であつて、前項に規定する事件以外のものについて、調停を行う。

4 委員会は、前項に規定する事件であつて、全国的に重要な問題に係ると認められるものその他特に調停委員会が調停を行うことが適切であると認めるものについては、前二項の規定にかかわらず、調停委員会を設けて調停を行わせることができる。

5 委員会は、第二項に規定する事件について、その処理上適切であると認めるときは、同項及び第三項の規定にかかわらず、特定の地方調停委員会を指定して調停を行わせることができる。

(調停委員会)

第二十九条 調停委員会は、公益を代表する調停委員、公共企業体等を代表する調停委員及び職員を代

表する調停委員各三人以内で組織する。ただし、公共企業体等を代表する調停委員と職員を代表する調停委員とは、同数でなければならぬ。

2 公益を代表する調停委員は委員会の公益委員のうちから、公共企業体等を代表する調停委員は委員会の使用者委員のうちから、職員を代表する調停委員は委員会の労働者委員のうちから、委員会の会長が指名する。

3 委員会の会長は、必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、労働大臣があらかじめ委員会の同意を得て作成した調停委員候補者名簿に記載されている者のうちから、調停委員を委嘱することができる。

4 前項の規定による調停委員は、政令で定めるところにより、報酬及びその職務を行うために要する費用の弁償を受けることができる。

(地方調停委員会)

第三十条 委員会に、地方における調停に関する事務

を分掌させるため、地方調停委員会を置く。

2 地方調停委員会の調停委員は、委員会の同意を得て、労働大臣が任命する。

3 地方調停委員会の位置、名称、管轄区域及び調停委員の数は、政令で定める。

4 第二十条第五項及び第六項本文、第二十一条、第二十二條、第二十三條第二項、第二十四條及び前條第一項の規定は、地方調停委員会及び調停委員について準用する。この場合において、第二十四條中「内閣総理大臣」とあるのは「労働大臣」と、「両議院」とあるのは「委員会」と読み替えるものとする。

(報告及び指示)

第三十一条 委員会は、調停委員会又は地方調停委員会に、その行う事務に関し報告をさせ、又は必要な指示をすることができる。

(調停に関する準用規定)

第三十二条 労働関係調整法第二十二條から第二十五

條まで、第二十六條第一項から第三項まで及び第四十三條の規定は、調停委員会及び地方調停委員会並びに調停について準用する。

(仲裁の開始)

第三十三条 委員会は、次の場合に仲裁を行う。

一 関係当事者の双方が委員会に仲裁の申請をしたとき。

二 関係当事者の一方が労働協約の定に基いて委員会に仲裁の申請をしたとき。

三 委員会があつせん又は調停を開始した後二月を経過して、なお紛争が解決しない場合において、関係当事者の一方が委員会に仲裁の申請をしたとき。

四 委員会が、あつせん又は調停を行つてゐる事件について、仲裁を行う必要があると決議したとき。

五 主務大臣が委員会に仲裁の請求をしたとき。
(仲裁委員会)

第三十四条 委員会による仲裁は、当該事件について設ける仲裁委員会によつて行う。

2 仲裁委員会は、委員会の公益委員の全員をもつて充てる仲裁委員又は委員会の会長が委員会の公益委員のうちから指名する三人の仲裁委員で組織する。

3 労働関係調整法第三十一条の三から第三十四條まで及び第四十三條の規定は、仲裁委員会、仲裁及び裁定について準用する。この場合において、第三十一条の四中「仲裁委員二人以上」とあるのは「仲裁委員の過半数」と、第三十一条の五中「委員又は特別調整委員」とあるのは「委員」と読み替えるものとする。

(委員会の裁定)

第三十五条 委員会の裁定に対しては、当事者は、双方とも最終的決定としてこれに服従しなければならない。また、政府は、当該裁定が実施されるように、できる限り努力しなければならない。ただし、公共企業体等の予算上又は資金上、不可能な資金の支出

を内容とする裁定については、第十六条の定めるところによる。

第三十六条及び第三十七条 削除

第七章 雑則

(行政権限)

第三十八条 この法律に特別の定のあるものを除き、この法律の運用及び施行は、労働省がつかさどるものとする。

2 労働大臣は、この法律の規定によりその権限に属する事務(調停及び仲裁に係るものを除く。)であつて一都道府県に係るものの一部を当該都道府県の都道府県知事に行わせることができる。

第三十九条 第二十七条第五号及び第三十三条第五号中「主務大臣」とあるのは、労働大臣並びに運輸大臣(日本国有鉄道に関するものに限る。)、郵政大臣(日本電信電話公社及び第二条第一項第二号イの企業に関するものに限る。)、大蔵大臣(日本専売公社並びに同号ハ及びニの企業に関するものに限る。)、

農林大臣(同号ロの企業に関するものに限る。)、及び通商産業大臣(同号ホの企業に関するものに限る。とする。)

(他の法律の適用除外)

第四十条 左に掲げる法律の規定は、第二条第二項第二号の職員(第四条第一項但書に規定する者を除く。)については、適用しない。

一 国家公務員法(昭和二十二年法律第百二十号)第三条第三項から第五項まで、第十七条、第十九条、第二十条、第二十二條、第二十三條、第七十一条、第七十三條、第七十七條、第八十四條第二項、第八十六條から第八十八條まで、第九十六條第二項、第九十八條(第一項及び第四項を除く。)、第一百條第四項、第一百一條第三項及び附則第十六條の規定。

二 国家公務員法の一部を改正する法律(昭和二十三年法律第二百二十二号)附則第三条の規定
 国家公務員法第百一條第一項及び第百四條の規定

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して六月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

(労働組合に加入することができない職員の範囲に関する経過措置)

2 この法律の施行の際現に公共企業体等労働関係法(以下「法」という。)第四条第一項ただし書に規定する者について改正前の法(以下「旧法」という。)第四条第二項の政令で定められている範囲は、改正後の法(以下「新法」という。)第四条第二項の規定により公共企業体等労働委員会(以下「委員会」という。)が決議したものとみなす。

3 この法律の施行の際現に新法第二条第二項の職員が組織する労働組合であつて、法人であるものは、新法及び労働組合法(昭和二十四年法律第七十四号)の規定による法人である労働組合とみなす。

は、第二条第二項第二号の職員であつて、第七条の規定に基く許可を得て組合の事務に従事するものについては、適用しない。

3 国家公務員法第九十条から第九十二条までの規定は、第二条第一項第二号の企業及び同条第二項第二号の職員に係る処分であつて労働組合法第七条各号に該当するものについては、適用しない。

4 前三項の規定は、第二条第二項第二号の職員に關しては、その職務と責任の特殊性に基いて、国家公務員法附則第十三条に定める同法の特例を定めたるものである。

(費用の弁償)

第四十一条 委員会の行う事務のため出頭を求められた者は、政令で定めるところにより、費用の弁償を受けることができる。

附則

この法律は昭和二十四年六月一日から施行する。

附則(改正昭和三十一年五月二十一日法律第

(委員の任命手続の特例)

- 4 新法第二十条第三項及び第四項の規定は、この法律の施行後最初に行われる委員会の公益を代表する委員の任命について準用する。
- 5 この法律の施行後最初に行われる委員会の職員を代表する委員の任命についての新法第二十条第二項の規定による推薦については労働組合法第五条第一項の規定は、適用しない。
(事務局の職員に関する経過措置)
- 6 この法律の施行の際現に公共企業体等調停委員会及び公共企業体等仲裁委員会の事務局の局長その他の職員である者は、別に辞令が発せられないときは、この法律施行の日に委員会の事務局の職員に任命されたものとみなす。
(不当労働行為に関する経過措置)
- 7 この法律の施行の際現に旧法第三十六条の規定により公共企業体等仲裁委員会に係属している事件は、この法律の施行の日から起算して二月以内に、
政令で定めるところにより、関係当事者から委員会に対して申出があつたときは、新法第二十五条の規定により委員会の規定により委員会に係属したものとみなす。
- 8 新法第二十五条の五の規定による申立は、この法律の施行前一年以内に公共企業体等がした労働組合法第七条の規定に違反する行為(継続する行為であつて、この法律の施行前一年以内に終了したものを含む。)であつて前項に規定するもの以外のものについて、することができない。
- 9 前項の規定による申立は、この法律の施行の日から起算して二月以内にしなければならぬ。
(あつせん、調停及び仲裁に関する経過措置)
- 10 この法律の施行の際現に旧法の規定により、公共企業体等調停委員会又は公共企業体等仲裁委員会に係属しているあつせん、調停又は仲裁に係る事件は、この法律の施行の日から起算して一月以内にその紛争の關係当事者の一方から委員会に対して申出があつたときは、政令で定めるところにより、新法

- 11 旧法の規定により締結された協定であつて、この法律の施行の際現に効力を有するものは、新法その他の法令に矛盾し、又は抵触することとなる場合を除き、この法律の施行後も、政令で定めるところにより、当該協定に係る公共企業体等と労働組合とが新法の規定により締結したものととして有効に存続するものとする。
- 12 旧法の規定に基いてなされた公共企業体等仲裁委員会の裁定であつてこの法律の施行の際現に効力を有するものについては、その裁定の従前の關係当事者が締結した協定とみなして、前項の規定を適用する。
- 13 前二項の協定又は裁定の適用に関し紛争が生じたときは、委員会は、新法第三十三条の規定にかかわらず、政令で定めるところにより、仲裁を行うことができる。
- 14 旧法の規定に基いてなされた公共企業体等仲裁委員会の裁定であつて、この法律の施行の際現に旧法第三十五条ただし書に該当するものとして、法第六十二条第二項の規定により国会に付議されているもの又は付議されるべきものであるものについては、政令で定めるところにより、委員会は、すみやかに、この法律の施行により必要となつた限度において、修正しなければならない。
- 15 前項の規定により修正された裁定は、公共企業体等仲裁委員会がその裁定をした日に、委員会がしたものとみなす。
(罰則に関する経過措置)
- 16 この法律の施行前にした旧法第二十四条の三若しくは第三十七条において準用する労働組合法第二十条の規定に違反する行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
- 17 国家行政組織法(昭和二十三年法律第二百十号)
(他の法律の改正等)

の一部を次のように改正する。

別表 第一中	省労働 中央労働委員 会 公共企業体等 仲裁委員会 公共企業体等 調停委員会	を	省労働 中央労働委員 会 公共企業体等 労働委員会
-----------	--	---	---------------------------------------

に改める。

18 郵政省設置法（昭和二十三年法律第二百四十四号）の一部を次のように改正する。

第六条第一項第十二号の三を次のように改める。
十二の三 公共企業体等労働委員会に対する調停及び仲裁の請求に関すること。

19 日本専売公社法（昭和二十三年法律第二百五十五号）の一部を次のように改正する。
第十九条を次のように改める。
（職員の範囲及び資格）

第十九条 この法律において公社の職員とは、公社

に常時勤務する者であつて、役員及び二月以内の期間を定めて雇用される者以外のものをいう。

第二十五条第二項ただし書中「公共企業体等労働関係法」の下に「（昭和二十三年法律第二百五十七号）を加える。

第四十三条の二十一第二項中「支給するときは、適用しない。」を「支給するときは、及び公共企業体等労働委員会の裁定があつた場合において、その裁定を実施するために必要な金額を、予算の定めるところにより、大蔵大臣の承認を受けて、給与として支給するときは、適用しない。」に改める。

20 日本国有鉄道法（昭和二十三年法律第二百五十六号）の一部を次のように改正する。
第二十六条第一項を次のように改める。
この法律において日本国有鉄道の職員とは、日本国有鉄道に常時勤務する者であつて、役員及び二月以内の期間を定めて雇用される者以外のものをいう。

第三十二条第二項ただし書中「公共企業体等労働関係法」の下に「（昭和二十三年法律第二百五十七号）を加える。

第四十四条第二項中「支給するときは、適用しない。」を「支給するときは、及び公共企業体等労働委員会の裁定があつた場合において、その裁定を実施するために必要な金額を、予算の定めるところにより、運輸大臣の認可を受けて、給与として支給するときは、適用しない。」に改める。

21 行政機関職員定員法（昭和二十四年法律第二百二十六号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項の表中

労働省	本 中央労働委員会 公共企業体等仲裁委員会 公共企業体等調停委員会	一九、一五三人 八五人 一一人 一一人	一九、三七一人
-----	--	------------------------------	---------

22 運輸省設置法（昭和二十四年法律第一百五十七号）の一部を次のように改める。

第四条第一項第三十一号を次のように改める。
三十一 公共企業体等労働委員会に対し調停及び仲裁の請求をすること。

第四条第一項第三十二号を削り、第三十二号の二を第三十二号とする。

第二十七条第一項第三号及び第四号を次のように改める。
三 公共企業体等労働委員会に対する調停及び仲裁の請求に関すること。

四 削除
労働省設置法（昭和二十四年法律第六十二号）

を労働省	本 中央労働委員会 公共企業体等労働委員会	一九、一五三人 八五人 一三三人	一九、三七一人
------	-----------------------------	------------------------	---------

の一部を次のように改正する。

第四条第十六号から第十九号までを次のように改め、第十九号の二を削り、第十九号の三を第十九号の二とする。

十六 公共企業体等労働委員会の公益を代表する委員の候補者名簿を作成すること。

十七 公共企業体等労働委員会に調停及び仲裁の請求をすること。

十八 公共企業体等労働委員会の調停委員の候補者名簿を作成すること。

十九 地方公営企業労働関係法（昭和二十七年法律第二百八十九号）に規定する労働関係に関し、労働委員会に調停及び仲裁の請求をすること。

第七号第一号中「及び労働関係調整法」の下に「（昭和二十一年法律第二十五号）」を加え、第三号中、「公共企業体等仲裁委員会及び公共企業体等調停委員会」を「及び公共企業体等労働委員会」に改める。

第二十条第一項中「公共企業体等仲裁委員会」を

「公共企業体等労働委員会」に、第三項中「公共企業体等仲裁委員会及び公共企業体等中央調停委員会」を「公共企業体等労働委員会」に改め、第四項を削る。

24 特別職の職員の給与に関する法律（昭和二十四年法律第二百五十二号）の一部を次のように改正する。

第一条第十三号の二の次に次の一号を加える。

十三の三 公共企業体等労働委員会の常勤の公益を代表する委員

第一条第十九号の二の次に次の一号を加える。

十九の三 公共企業体等労働委員会の非常勤の公益を代表する委員

別表第一中「原子力委員会の常勤の委員」を

「原子力委員会の常勤の委員

公共企業体等労働委員会の常勤の公益を代表する委員」に改める。

25

日本電信電話公社法（昭和二十七年法律第二百五十号）の一部を次のように改正する。

第二十八条第一項を次のように改める。

この法律において公社の職員とは、公社に常時勤務する者であつて、役員及び二月以内の期間を定めて雇用される者以外のものをいう。

第三十四条第二項ただし書中「公共企業体等労働関係法」の下に「（昭和二十二年法律第二百五十七号）」を加える。

第四十三条第五号及び第六号を次のように改める。

五 第七十二条第一項に規定する役員及び職員に對して支給する給与の総額並びに同条第二項の給与の支給に関する事項

六 第七十二条第一項但書の規定による金額の限度額

第七十二条に次の一項を加える。

2 前項本文後段の規定は、能率の向上により収入

が予定より増加し、又は経費を予定より節減した場合において、その収入の増加額又は経費の節減額の一部に相当する金額を、予算の定めるところにより、郵政大臣の認可を受けて、特別の給与として支給するとき、及び公共企業体等労働委員会の裁定があつた場合において、その裁定を実施するために必要な金額を、予算の定めるところにより、郵政大臣の認可を受けて、給与として支給するときは、適用しない。

26 国の経営する企業に勤務する職員の給与等に関する特例法（昭和二十九年法律第四百一十一号）の一部を次のように改正する。

第五条ただし書中「支給するときは、この限りでない。」を「支給するとき、及び公共企業体等労働委員会の裁定があつた場合において、その裁定を実施するために必要な金額を、予算の定めるところにより、大蔵大臣の承認を受けて、給与として支給するときは、この限りでない。」に改める。

27 改正後の日本専売公社法第四十三条の二十一第二項、改正後の日本国有鉄道法第四十四条第二項、改正後の日本電信電話公社法第七十二条第二項および改正後の国の経営する企業に勤務する職員の給与等に関する特例法第五条ただし書の規定中特別の給与以外の給与の支結に関する部分は、昭和三十二年四月一日以前の日であつて政令で定める日までは、適用しない。

公共企業体等労働関係法施行令

公布	昭和三十一年七月二十七日
施行	昭和三十二年八月一日
改正	昭和三十二年十月一日
改正	昭和三十二年七月一日

(法人登記の手續)

第一条 公共企業体等労働関係法（以下「法」という。）第三条及び労働組合法（昭和二十四年法律第七十四号）第十一条の規定による登記については、労働組合法施行令（昭和二十四年政令第二百三十一号）第二条第二項及び第三条から第十三条までの定めるところによる。この場合において、同令第二条第二項中「労働委員会」とあるのは、「公共企業体等労働委員会」と読み替えるものとする。

(委員の任命手續)

第二条 内閣総理大臣は、法第二十条第二項の規定により、公共企業体等労働委員会（以下「委員会」と

いう。）の公共企業体等を代表する委員又は職員を代表する委員を任命しようとするときは、公共企業体等又は公共企業体等の職員の労働組合（以下「組合」という。）に対して、候補者の推薦を求め、その推薦があつた者のうちから任命するものとする。

2 組合は、前項の規定により、職員を代表する委員の候補者を推薦するときは、当該組合が労働組合法第二条及び第五条第二項並びに法第四条第一項の規定に適合する旨の委員会の証明書を添えなければならない。

(公益委員の通知義務)

第三条 委員会の公益を代表する委員は、政党に加入したとき、政党から脱退し、若しくは除名されたとき、又は所属政党が変つたときは、直ちに、内閣総理大臣にその旨を通知しなければならない。

(事務局支局)

第四条 委員会の事務局支部（以下「事務局支局」という。）の名称、位置及び管轄区域は別表のとおりと

する。

2 事務局支局は、公共企業体等労働委員会規則で定めるところにより、その管轄区域内における事務局の事務を分掌する。

3 委員会は、前項に規定するもののほか、その処理上適切であると認める事務を事務局支局に行わせることができる。

4 事務局支局に、支局長その他の職員を置く。
(公益委員のみで行う会議)

5 第五条 委員会は、法第二十五条の第三項に規定する事務の処理については、公益を代表する委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

(調停開始等の通知)

6 第六条 委員会は、関係当事者の一方から法第二十七条第二号の申請又は法第三十二条において準用する労働関係調整法(昭和二十一年法律第二十五号)第二十六条第二項の申請があつたときは他の関係当事

者に、法第二十七条第三号若しくは第四号の決議をしたとき又は同条第五号の請求があつたときは関係当事者の双方に、遅滞なく、その旨を通知しなければならない。ただし、次条第四項の規定により、地方調停委員会が通知する場合は、この限りでない。

2 委員会は、法第二十八条第二項若しくは第四項の規定により調停委員会を設けたとき、同条第三項の規定により地方調停委員会が調停を行うとき(次条第三項の規定に基づき当該地方調停委員会に調停の申請があつた場合を除く。)又は同条第五項の規定により特定の地方調停委員会を指定したときは、その旨を関係当事者に通知しなければならない。

(地方調停委員会)

7 第七条 地方調停委員会の名称、位置及び管轄区域は別表のとおりとする。

2 地方調停委員会の公益を代表する調停委員、公共企業体等を代表する調停委員及び職員を代表する調停委員の数は、公共企業体等労働委員会東京地方調

表する。

(調停委員候補者名簿の作成及び公表)

9 第九条 労働大臣は、あらかじめ委員会の同意を得て、調停委員候補者を委嘱し、法第二十九条第三項の調停委員候補者名簿を作成しておかなければならない。

2 調停委員候補者名簿には、公益を代表する者、公共企業体等を代表する者及び職員を代表する者に区分して、調停委員候補者の氏名その他必要な事項を記載しなければならない。

3 労働大臣は、調停委員候補者を解任するときは、委員会の同意を得てしなければならない。

4 労働大臣は、調停委員候補者名簿を作成したときは、これを公表しなければならない。調停委員候補者に異動があつた場合も、同様とする。

(地方調停委員会の調停委員の任命手続等)

10 第十条 労働大臣は、法第三十条第二項の規定により、地方調停委員会の公共企業体等を代表する調停

停委員会及び公共企業体等労働委員会大阪地方調停委員会にあつては各三人とし、その他の地方調停委員会にあつては各二人とする。

3 委員会は、法第二十八条に規定するもののほか、公共企業体等労働委員会規則で定めるところにより、同条第三項の事件に関する法第二十七条(第四号及び第五号を除く。)の規定による事務の一部を地方調停委員会に行わせることができる。

4 地方調停委員会は、関係当事者の一方から前項の規定に基づく法第二十七条第二号の申請又は法第三十条において準用する労働関係調整法第二十六条第二項の申請があつたときは他の関係当事者に、前項の規定に基づき法第二十七条第三号の決議をしたときは関係当事者の双方に、遅滞なく、その旨を通知しなければならない。

(調停委員会及び地方調停委員会の委員長)

8 第八条 調停委員会又は地方調停委員会の委員長は、会務を総理し、調停委員会又は地方調停委員会を代

第十二条 仲裁委員会の委員長は、会務を総理し、仲裁委員会を代表する。

(仲裁委員会の裁定)

第十三条 仲裁委員会は、仲裁を行うときは、その開始後三十日以内に裁定をするようにしなければならない。

2 仲裁委員会は、裁定をしたときは、その裁定を関係当事者に通知するとともに公表しなければならない。

(主務大臣の請求)

第十四条 法第二十七条第五号及び第三十三条第五号の請求は、その理由を明らかにした書面によつてしなければならない。

(労働大臣への報告)

第十五条 委員会は、あつせん、調停若しくは仲裁を開始したとき、これらが終了したとき、法第三十二条において準用する労働関係調整法第二十六条第二項の申請があつたとき、又は同条第三項の規定によ

委員又は職員を代表する調停委員を任命しようとするときは、公共企業体等又は組合に対して、候補者の推薦を求め、その推薦があつた者のうちから委員会の同意を得て任命するものとする。

2 第二条第二項の規定は、前項の規定により、組合が職員を代表する調停委員の候補者を推薦する場合について準用する。

3 第三条の規定は、地方調停委員会の公益を代表する調停委員について準用する。この場合において、同条中「内閣総理大臣」とあるのは、「労働大臣」と読み替えるものとする。

(仲裁開始の通知)

第十一条 委員会は、関係当事者の一方から法第三十三条第二号又は第三号の申請があつたときは他の関係当事者に、同条第四号の決議をしたとき又は同条第五号の請求があつたときは関係当事者の双方に、遅滞なく、その旨を通知しなければならない。

(仲裁委員会の委員長)

り見解を示したときは、直ちに、労働大臣に報告しなければならない。

(あつせん員及び調停委員の報酬)

第十六条 法第二十六条第三項又は第二十九条第四項の規定によりあつせん員又は調停委員が受ける報酬の額は、職務を行つた日一日について、二千四百円以内において、労働大臣が定める額とする。

(費用弁償)

第十七条 法第二十六条第三項又第二十九条第四項の規定によりあつせん員又は調停委員が弁償を受ける費用の種類及び金額は、一般職の職員の給与に関する法律(昭和二十五年法律第九十五号)第六条第一項第一号イに規定する行政職俸給表(一)の等級から三等級までの職務のうち労働大臣が指定する等級の職務にある者が、国家公務員等の旅費に関する法律(昭和二十五年法律百十四号)の規定に基づいて受ける旅費の種類及び金額と同一とする。

2 法第四十一条の規定により委員会に出頭を求めら

裁委員会を代表する。

(仲裁委員会の裁定)

第十三条 仲裁委員会は、仲裁を行うときは、その開始後三十日以内に裁定をするようにしなければならない。

2 仲裁委員会は、裁定をしたときは、その裁定を関係当事者に通知するとともに公表しなければならない。

(主務大臣の請求)

第十四条 法第二十七条第五号及び第三十三条第五号の請求は、その理由を明らかにした書面によつてしなければならない。

(労働大臣への報告)

第十五条 委員会は、あつせん、調停若しくは仲裁を開始したとき、これらが終了したとき、法第三十二条において準用する労働関係調整法第二十六条第二項の申請があつたとき、又は同条第三項の規定によ

れた者が弁償を受ける費用の種類及び金額は、一般職の職員の給与に関する法律第六条第一項第一号イに規定する行政職俸給表(一)の六等級から八等級までの職務のうち労働大臣が指定する等級の職務にある者が、国家公務員等の旅費に関する法律の規定に基づいて受ける旅費の種類及び金額と同一とする。

3 前二項に定めるもののほか、前二項の費用の支給については、国家公務員等の旅費に関する法律の定めるところによる。

附 則

(施行期日)

1 この政令は、公共企業体等労働関係法の一部を改正する法律(昭和三十一年法律第百八号。以下「改正法」という。)の施行の日から施行する。

(他の政令の廃止)

2 地方におかれる公共企業体等調停委員会の名称、位置及び管轄区域に関する政令(昭和二十七年政令第三百二十五号)は、廃止する。

(委員等の任命手続の特例)

3 この政令の施行後最初に行われる委員会の職員を代表する委員の任命についての第二条第一項に規定する推薦については、同条第二項の規定は、適用しない。

4 この政令の施行後最初に行われる地方調停委員会の職員を代表する調停委員の任命についての第十条第一項の規定による推薦については、同条第二項の規定は、適用しない。

(不当労働行為に関する経過措置)

5 改正法附則第七項の規定による申出をすることができるものは、当該事件の申立人又は被申立人であつた関係当事者とする。

6 前項の申出は、次に掲げる事項を記載し、申出人(申出人が法人その他の団体である場合は、その代表者)が記名押印した申出書を委員会に提出してしなければならない。

一 申出人の氏名及び住所(申出人が法人その他の

団体である場合は、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名)

二 相手方の氏名及び住所(相手方が法人その他の団体である場合は、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名)

三 改正前の公共企業体等労働関係法(以下「旧法」という。)の規定により公共企業体等仲裁委員会に申立をした年月日及び事件の概要

四 申出の年月日

7 附則第五項の申出があつた場合においては、申出人であつた関係当事者は、旧法の規定により公共企業体等仲裁委員会に申立をした事項を、改正法の施行により必要となつた限度において、修正することができる。

8 委員会は、附則第五項の申出が関係当事者の一方からなされたときは、遅滞なく、その旨を相手方に通知しなければならない。

9 附則第五項の申出については、労働組合法第五条

第一項の規定は、適用しない。ただし、組合は、委員会が改正後の公共企業体等労働関係法(以下「新法」という。)第二十五条の五第二項において準用する労働組合法第二十七条第四項の規定による命令を発するまでに、同法第二条及び第五条第二項並びに新法第四条第一項の規定に適合することを立証しなければ、救済を与えられない。

(あつせん、調停及び仲裁に関する経過措置)

10 改正法附則第十項の規定による申出をすることができるものは、当該紛争の関係当事者である公共企業体等又は組合とする。

11 前項の申出は、次に掲げる事項を記載し、申出人の代表者が記名押印した申出書を委員会に提出してしなければならない。

一 申出人の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名

二 他の関係当事者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名

三 改正法の施行の際現に当該事件に係属している公共企業体等調停委員会又は公共企業体等仲裁委員会の名称及び旧法の規定により当該事件に係属した年月日

四 あつせん、調停又は仲裁を求める事項の概要

五 申出の年月日

12 附則第八項の規定は、附則第十項の申出について準用する。

13 改正法附則第十項の規定により委員会に係属するものとみなされるあつせん又は調停に係る事件に関する新法第三十三条第三号の期間は、附則第十項の申出があつた日から起算するものとする。

14 委員会は、附則第十項の申出があつたときは、直ちに、労働大臣に報告しなければならない。

(協定に関する経過措置)

15 改正法附則第十一項に規定する協定(同法附則第十二項に規定する裁定を含む。)は、旧法第二条第二項に定める範囲の職員に関し、当該協定に係る公共

企業体等と組合であつて改正法の施行の際現に当該協定に係る職員の過半数で組織するものが新法の規定により締結した労働協約として有効に存続するものとする。

16 改正法附則第十三項の規定による仲裁は、次の場合に行う。

一 関係当事者の一方が委員会に仲裁の申請をしたとき。

二 委員会が仲裁を行う必要があると決議したとき。

三 主務大臣が委員会に仲裁の請求をしたとき。

17 前項第一号の申請は、次に掲げる事項を記載し、申請人の代表者が記名押印した申請書を委員会に提出してしなければならない。

一 申請人の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名

二 他の関係当事者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名

三 仲裁を求める事項

四 仲裁を申請するまでの経過

五 申請の年月日

18 第十一条及び第十四条の規定は、附則第十六項の仲裁について準用する。

(他の政令の改正)

19 農林省組織令(昭和二十七年政令第三百八十九号)の一部を次のように改正する。

第九十四条第二号を次のように改める。

二 公共企業体等労働委員会に対する調停及び仲裁の請求に関すること。

20 運輸省組織令(昭和二十七年政令第三百九十一号)の一部を次のように改正する。

第四十四条中第九号を次のように改め、第十号を削り、第十一号を第十号とする。

九 公共企業体等労働委員会に対する調停及び仲裁の請求に関すること。

21 郵政省組織令(昭和二十七年政令第三百九十二

号)の一部を次のように改正する。

第四条第二号を次のように改める。

二 公共企業体等労働委員会に対する調停及び仲裁の請求に関すること。但し、日本電信電話公社に關するものに限る。

第五条第二号を次のように改める。

二 公共企業体等労働委員会に対する調停及び仲裁の請求に関すること。但し、日本電信電話公社に關するものを除く。

22 労働省組織令(昭和二十七年政令第三百九十三号)の一部を次のように改正する。

目次中 第二節 公共企業体等仲裁委員会事務局

第三節 公共企業体等中央調停委員会事務局

第四節 公共企業体等地方調停委員会事務局

(第四十四条―第四十七条)

務局(第四十八条―第五十一条)を「第二節 公

務局(第五十二条・第五十三条)」

共企業体等労働委員会事務局(第四十四条・第四十

五条)」に改める。

第二章第二節を次のように改め、同章第三節及び第四節を削る。

第二節 公共企業体等労働委員会事務局
(事務局の分課)

第四十四条 公共企業体等労働委員会の事務局に庶務課を置く。

(庶務課)

第四十五条 庶務課においては、左の事務をつかさどる。

一 職員の人事及び福利厚生に関すること。

二 予算、決算及び会計に関すること。

三 行政財産及び物品に関すること。

四 会議に関すること。

五 公共企業体等労働委員会規則の公布に関すること。

六 文書の審査並びに文書の接受、発送、編集及び保存に関すること。

七 広報に関すること。

八 前各号に掲げるものの外、公共企業体等労働関係法第二十五条の三に規定する事務に関する事務並びに同法第二条第一項の公共企業体等とその職員との間の紛争に係るあつせん、調停及び仲裁に関する事務並びにこれらに関する調査に関する事務を除き、公共企業体等労働委員会の事務局の事務を行うこと。

附則(昭和三二・七・一政令第一七四号)

- 1 この政令は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の第十七条の規定は、この政令の施行の日以後に出発する旅行から適用し同日前に出発した旅行についてはなお従前の例による。

別表 略

◎労働省告示第二十六号 (改正 昭和三十一年八月一日 労働省告示 第四号)

公共企業体等労働関係法(昭和二十三年法律第二百五十七号)第四条第二項の規定に基づき、同条第一項の規定により労働組合を結成し、又はこれに加入することができない者の範囲を次のように定める。

一 日本国有鉄道

勤務箇所	組合を結成し、又はこれに加入することができない者
本社	調査役 監察役 局長 部長 次長 副技師長 課長 室長 監察役補佐 補佐 主任研究員 訴訟代理人 運転検査担当の係員 車両検査担当の係員 施設監査 担当の係員 労務監査員 会計監査員 物品監査員 役員秘書 局長秘書 人事、 労務、文書又は経理担当の係員 守衛 営繕区長 営繕区助役 労務関係事務担当の 係員 鉄道公安職員 守衛 営繕区長 営繕区助役
鉄道技術研究所	所長 次長 課長 室長 工場長 主任研究員 補佐 人事、労務又は文書担当 の係員 主任 守衛
中央鉄道教習所	所長 部長 分教所長 労務主事 課長 室長 館長 次長 主任 研究員 指 導員 追指導員 人事、労務、文書又は経理担当の係員 主任 守衛
鉄道機器製作監督事務所	所長 次長 課長 主任製作監督員 人事、労務、文書又は経理担当の係員 主任 労働関係事務担当の係員
臨時車両設計事務所	所長 次長 主任技師 人事、労務、文書又は経理担当の係員 主任 守衛 労働関係事務担当の係員
構造物設計事務所	所長 主任技師 人事、労務、文書又は経理担当の係員 主任 守衛 労働関係事務担当の係員
支社	支社長 次長 調査役 監察役 課長 室長 補佐 監察役補佐 地方会計監査 員 検簿員 支社長秘書 人事、労務、文書又は経理担当の係員 主任 守衛 労働関係事務担当の係員
鉄道管理局	局長 部長 部の次長 監督 駐在運輸長 出張所長 課長 室長 補佐 出納 所主任 物資部長 施設監査員 出納役 契約審査役 指導員 訴訟代理人 局長秘書 労務監査員 施設監査員 出納役 契約審査役 指導員 訴訟代理人 局長秘書

研 修 所	試 験 場	中 央 研 究 所	機 械 製 作 所	本 社 直 轄 工 場	本 社	勤 務 簡 所	
研修所長 幹事 人事、労務又は経理担当の課長 労働関係事務担当の係員	試験場長 次長 部長 分場長 人事、労務又は経理担当の課長 人事又は労務担当の主任 労働関係事務担当の係員	研究所長 部長 診療所長 人事、労務又は経理担当の課長 労働関係事務担当の係員	機械製作所長 部長 診療所長 及び修理作業を所掌する課に置くものに限る。労働関係事務担当の係員	副所長 工場長 工場長代理 部長 人事、診療所長、経理又は現場担当の主任 作業長 製造	工場長 工場長代理 部長 人事、診療所長、経理又は現場担当の主任 作業長 製造	部長 室長 総務秘書 調査役 検査役 課長 診療所長 課長代理 総務室 主任 係員	組合を結成し、又はこれに加入することができない者

三 日本専売公社

備考 (省略)

開 局 等 準 備 室	無 線 電 信 調 整 所	無 線 送 受 信 所	無 線 送 受 信 所	無 線 送 受 信 所	中 継 設 置 所	電 報 設 置 局	電 報 局	電 報 局	電 報 局	電 報 局	市 外 電 話 局	電 話 局	中 央 電 話 局	名 瀬 電 話 局	地 区 電 話 局	中 央 電 話 局	無 線 電 信 部	搬 送 通 信 部	電 氣 通 信 部
室長 主幹	局長 区長 所長 次長 局長補佐 部長 課長 主任 係員	局長 区長 所長 次長 局長補佐 部長 課長 主任 係員	局長 区長 所長 次長 局長補佐 部長 課長 主任 係員	局長 区長 所長 次長 局長補佐 部長 課長 主任 係員	局長 区長 所長 次長 局長補佐 部長 課長 主任 係員	局長 区長 所長 次長 局長補佐 部長 課長 主任 係員	局長 区長 所長 次長 局長補佐 部長 課長 主任 係員	局長 区長 所長 次長 局長補佐 部長 課長 主任 係員	局長 区長 所長 次長 局長補佐 部長 課長 主任 係員	局長 区長 所長 次長 局長補佐 部長 課長 主任 係員	局長 区長 所長 次長 局長補佐 部長 課長 主任 係員	局長 区長 所長 次長 局長補佐 部長 課長 主任 係員	局長 区長 所長 次長 局長補佐 部長 課長 主任 係員	局長 区長 所長 次長 局長補佐 部長 課長 主任 係員	局長 区長 所長 次長 局長補佐 部長 課長 主任 係員	局長 区長 所長 次長 局長補佐 部長 課長 主任 係員	局長 区長 所長 次長 局長補佐 部長 課長 主任 係員	局長 区長 所長 次長 局長補佐 部長 課長 主任 係員	局長 区長 所長 次長 局長補佐 部長 課長 主任 係員

教習所	工場	研究所	印刷局本局	勤務箇所
所長 教頭	工場長 部長 課長 分工場長 秘書、人事、労務、文書又は経理担当の掛長 作業計画室長 人事又は労務担当の掛員（企画に關する事務を行う者でその職務の執行に關し工場の職員を取締をするもの） 附屬病院長 診療所長	所長 研究官 課長 人事、労務、文書又は経理担当の掛長	局長 部長 課長 みつまた管理官 課長補佐 監査官室長 監査官 秘書、人事、労務、文書又は経理担当の掛長 事務、労務、文書（図書に關する事務を除く）、監査又は経理担当の掛員（企画に關する事務を行う者に限る。） 当の掛員 診療所長	組合を結成し、又はこれに加入することができない者

六 公共企業体等労働関係法第二条第一項第二号ハの事業を行う国の経営する企業

林業講習所	営林局	営林署	林業講習所
所長 課長	局長 部長 課長 監査官 秘書 人事、労務又は経理担当の係主席 労働関係局の職員を取締をするもの	署長 課長 労務担当の係主席	所長 課長

五 公共企業体等労働関係法第二条第一項第二号ロの事業を行う国の経営する企業

林野庁本庁	勤務箇所	勤務箇所	博覧館	病院	診療所	職員訓練所	郵政審議会	簡易生命保険郵便年金審査会	備考 (省略)
部長 課長 調査官 監査官 課長を直接に補佐する職にある者 秘書 人事、労務、文書又は経理担当の係主席 労働関係事務担当の係員 庁舎又は構内の警備に従事する者でその職務の執行に關し本庁の職員を取締をするもの	組合を結成し、又はこれに加入することができない者		館長 課長 人事、労務及び経理担当の主席の係員	院長 副院長 所長 事務長 部長 薬局長 総婦長 教務長 課長 人事、労務、文書又は経理担当の課長補佐	所長 教頭 部長 科長 課長 人事、労務、文書又は経理担当の係長	委員 専門委員	委員		者一人に限る。庶務會計長 局長代理（昭和三十三年郵人第三八四号記二三に より置くものうち、局長不在の場合その職務を代行する者一人に限る。） 又は労働担当の主任 経理担当の主任（指定郵便局及び鉄道郵便局に置くもの に限る。） 庁舎又は構内の警備に従事する者でその職務の執行に關し郵便局の職員 を取締をするもの

出張所	病院長 副院長 課長 医長 薬剤長 総婦長 人事、労務又は経理担当の掛長
-----	--

七 公共企業体等労働関係法第二条第一項第二号ニの事業を行う国の経営する企業

出張所	出張所長 課長
支局	支局長 課長 秘書、人事、労務、連絡又は経理担当の係長 人事、労務又は経理担当の係員 (企画に関する事務を行う者に限る。)
病院	院長 副院長 医長 事務長
研究所	所長 研究官
造幣局本局	局長 部長 課長 課次長 秘書、人事、労務、文書又は経理担当の係長 人事、労務又は経理担当の係員 (企画に関する事務を行う者に限る。)
勤務箇所	組合を結成し、又はこれに加入することができない者

八 公共企業体等労働関係法第二条第一項第二号ホの事業を行う国の経営する企業

勤務箇所	組合を結成し、又はこれに加入することができない者
軽工業局	アルコール事業長、アルコール管理官 班長 技術専門職 人事、労務、文書又は経理担当の係主席 労働関係事務担当の係員
通商産業局	課長 課長補佐 人事、労務又は文書担当の係主席 労働関係事務担当の係員 工場長 工場次長 工場課長 (秘書、人事、労務又は文書担当の者に限る。)
	場の労働担当の係主席 庁舎又は構内の警備に従事する者でその職務の執行に關し工場の職員の取締をするもの

備考 省略

地方公営企業 労働関係法

公布 昭和二十七年七月三十一日
法律 第二百八十九号
施行 昭和二十七年十月一日
(政令第四百十七号)

(目的)

第一條 この法律は、地方公共団体の経営する企業の正常な運営を最大限に確保し、もつて住民の福祉の増進に資するため、地方公共団体の経営する企業とこれに従事する職員との間の平和的な労働関係の確立を図ることを目的とする。

(関係者の責務)

第二條 地方公共団体におけるその経営する企業の重要性にかんがみ、この法律に定める手続に關与する関係者は、紛争をできるだけ防止し、且つ、主張の不一致を友好的に調整するために、最大限の努力を尽さなければならない。

(定義)

第三條 この法律で「地方公営企業」とは、左に掲げ

る事業（これに附帯する事業を含む。）を行う地方公共団体が経営する企業をいう。

- 一 地方鉄道事業
- 二 軌道事業
- 三 自動車運送事業
- 四 電気事業
- 五 ガス事業
- 六 水道事業
- 七 前各号の事業の外、地方公営企業法（昭和二十七年法律第二百九十二号）第二條第二項の規定に基く條例の定めるところにより同法第四章の規定が適用される企業

第二 この法律で「職員」とは、地方公営企業に勤務する一般職に属する地方公務員をいう。

(他の法律との関係)

第四條 職員に關する労働関係については、この法律の定めるところにより、この法律に定めないものについては、労働組合法（昭和二十四年法律第七十

四号）（第七條第一号但書、第八條及び第十八條の規定を除く。）及び労働関係調整法（昭和二十一年法律第二十五号）（第九條、第十八條、第二十六條第四項、第三十條及び第三十五條の二から第四十二條までの規定を除く。）の定めるところによる。

(職員の団結権)

第五條 職員は、労働組合を結成し、若しくは結成せず、又はこれに加入し、若しくは加入しないことができる。但し、管理又は監督の地位にある者及び機密の事務を取り扱う者は、労働組合を結成し、又はこれに加入することができない。

2 前項但書に規定する者の範囲は、政令で定める基準に従い、條例で定める。

3 職員でなければ、職員の労働組合の組合員又は役員となることができない。

(専従職員)

第六條 地方公営企業は、その定める一定数を限り、その職員が労働組合の役員としてもつばら職員の労働

組合の事務に従事することを許可することができる。この場合においては、いかなる給与も支給してはならない。

(団体交渉の範囲)

第七條 地方公営企業の管理及び運営に關する事項は、団体交渉の対象とすることができない。

2 第五條の規定により労働組合に加入できない者以外の職員に關する左の各号に掲げる事項は、団体交渉の対象とし、これに關し労働協約を締結することを妨げない。

- 一 賃金その他の給与、労働時間、休憩、休日及び休暇に關する事項
- 二 昇職、降職、転職、免職、退職、先任権及び懲戒の基準に關する事項
- 三 労働に關する安全、衛生及び災害補償に關する事項
- 四 前各号に掲げるものの外、労働條件に關する事項

五 苦情処理機関に関する事項

(條例にてい触する協定)

第八條 地方公共団体の長は、当該地方公共団体の條例にてい触する内容を有する協定が締結されたときは、その締結後十日以内に、その協定が條例にてい触しなくなるために必要な條例の改正又は廃止に係る議案を当該地方公共団体の議会に付議して、その議決を求めなければならない。但し、当該地方公共団体の議会がその締結の日から起算して十日を経過した日に閉会しているときは、次の議会にすみやかにこれを付議しなければならない。

2 前項の協定は、前項の條例の改正又は廃止がなければ、條例にてい触する限度において、効力を生じない。

(規則その他の規程にてい触する協定)

第九條 地方公共団体の長その他の地方公共団体の機関は、その定める規則その他の規程にてい触する内容を有する協定が締結されたときは、すみやかに、

その協定が規則その他の規程にてい触しなくなるために必要な規則その他の規程の改正又は廃止のための措置をとらなければならない。
(予算上資金上不可能な支出を内容とする協定)
第十條 地方公営企業の予算上又は資金上、不可能な資金の支出を内容とするいかなる協定も、当該地方公共団体の議会によつて所定の所為がなされるまでは、当該地方公共団体を拘束せず、且つ、いかなる資金といえども、そのような協定に基いて支出されなければならない。
2 前項の協定をしたときは、当該地方公共団体の長は、その締結後十日以内に、事由を附しこれを当該地方公共団体の議会に付議して、その承認を求めなければならない。但し、当該地方公共団体の議会がその締結の日から起算して十日を経過した日に閉会しているときは、次の議会にすみやかにこれを付議しなければならない。
3 前項の規定により当該地方公共団体の議会の承認

があつたときは、第一項の協定は、それに記載された日附にさかのぼつて効力を発生するものとする。

(争議行為の禁止)

第十一條 職員及び職員の労働組合は、同盟罷業、怠業その他の業務の正常な運営を阻害する一切の行為をすることができない。また、職員は、このような禁止された行為を共謀し、そのおかし、またはあおつてはならない。

2 地方公営企業は、作業所閉鎖をしてはならない。

(前條の規定に違反した職員の身分)

第十二條 地方公共団体は、前條の規定に違反する行為をした職員を解雇することができる。

2 前條の規定に違反する行為をした職員は、この法律、労働組合法及び労働関係調整法に規定する手続に参与し、又は救済を受けることができない。
(苦情処理)

第十三條 地方公営企業及び職員又は職員の労働組合は、地方公営企業を代表する者及び職員を代表する

者各同数をもつて構成する苦情処理共同調整会議を設けなければならない。苦情処理共同調整会議は、日常の作業条件から起る職員の苦情を適当に解決しなければならない。

2 苦情処理共同調整会議の権限及び運用の細目は、地方公営企業と職員又は職員の労働組合との間の団体交渉で定める。
(調停の開始)

第十四條 労働委員会は、左の各号に掲げる場合に、地方公営企業の労働関係に関して調停を行う。

- 一 関係当事者の双方が調停の申請をしたとき。
- 二 関係当事者の双方又は一方が労働協約の定に基いて調停の申請をしたとき。
- 三 関係当事者の一方が調停の申請をなし、労働委員会が調停を行う必要があると決議したとき。
- 四 労働委員会が職権に基いて調停を行う必要があると決議したとき。
- 五 労働大臣又は都道府県知事が調停の請求をした

とき。

(仲裁の開始)

第十五條 労働委員会は、左の各号に掲げる場合に、地方公営企業の労働関係に関して仲裁を行う。

一 関係当事者の双方が仲裁の申請をしたとき。

二 関係当事者の双方又は一方が労働協約の定に基いて仲裁の申請をしたとき。

三 労働委員会が、その労働委員会においてあつた又は調停を行つている労働争議について、仲裁を行う必要があると決議したとき。

四 二箇月(二箇月以内に関係当事者の合意により二箇月をこえる期間を定めて労働委員会に通知したときは、その期間)以内に調停が成立しなかつたとき。

五 労働大臣又は都道府県知事が仲裁の請求をしたとき。

(仲裁裁定)

第十六條 第八條の規定は当該地方公共団体の條例に

ない。

3 この法律の施行前にした前項の政令第二條第一項の規定に違反する行為に関する罰則の適用については、なお、従前の例による。

4 地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第五十七條に規定する単純な労務に雇用される一般職に属する地方公務員であつて、第三條第二項の職員以外のものに係る労働関係その他身分取扱については、その労働関係その他身分取扱に關し特別の法律が制定施行されるまでの間は、この法律を準用する。この場合において、第六條、第七條、第十條、第十三條及び第十六條中「地方公営企業」とあるのは「地方公共団体」と、第十四條及び第十五條中「地方公営企業の労働関係」とあるのは「附則第四項に規定する地方公務員の労働関係」とそれぞれ読み替えるものとする。

5 から8まで略

てい、触する内容を有する仲裁裁定について、第九條の規定は当該地方公共団体の規則その他の規程にてい、触する内容を有する仲裁裁定について、第十條の規定は当該地方公営企業の予算上又は資金上、不可能な資金の支出を内容とする仲裁裁定について準用する。

(小規模の地方公営企業の職員の身分取扱)

第十七條 地方公営企業法(昭和二十七年法律第二百九十二号)第三十七條から第三十九條までの規定は、同法第三十六條の企業職員以外の職員(第五條第一項但書に規定する者を除く。)について準用する。

附則(抄)

1 この法律の施行期日は、公布の日から起算して六箇月をこえない範囲内で、政令で定める。

2 昭和二十三年七月二十二日附内閣総理大臣宛連合国最高司令官書簡に基く臨時措置に関する政令(昭和二十三年政令第二百一号)は、職員には、適用し

地方公営企業労働関係法第五條第一項但書に規定する者の範囲の基準に関する政令

(昭和二十七年九月十六日 政令第四百十八号)

地方公営企業労働関係法第五條第一項但書の規定により労働組合を結成し、又はこれに加入することができない者の範囲は、左のとおりとする。但し、特別の事情により、これらの者が管理又は監督の地位になく且つ機密の事務を取り扱わない場合は、労働組合を結成し、又はこれに加入することができない者の範囲に含まれないものとし、また、これらの者以外の者でも管理若しくは監督の地位にある場合又は機密の事務を取り扱う場合には、その範囲に含まれるものとする。

一 企業管理者、職制上企業管理者を直接に補佐する

職にある者、企業管理者の秘書及び業務の監察を行
う者（補助的職員を除く。）

二 地方公営企業の主たる事務所の局、部若しくは課
又はこれらに準ずる組織の長、職制上その長を直接
に補佐する職にある者、機密、人事、労務、文書若
しくは経理担当の係又はこれに準ずる組織の長、人
事若しくは労務担当の係又はこれに準ずる組織の長
に直属する組織の長、労働関係に関する事務担当の
職員及び庁舎又は構内の警備に従事する者でその職
務の執行に関し職員の取締をするもの

三 地方公営企業の営業所、出張所、附属施設その他
これらに準ずる組織にあつては、その組織の長、職
制上その長を直接に補佐する職にある者、人事、労
務、文書又は経理担当の組織の長、労働関係に関す
る事務担当の職員及び庁舎又は構内の警備に従事す
る者でその職務の執行に関し職員の取締をするもの

附 則

この政令は昭和二十七年十月一日から施行する。

（参考）

（旧）単純な労務に
雇用される一般職に
属する地方公務員の
範囲を定める政令

公布 昭和二十六年二月十五日
政令 第二十五号

註 この政令は、地方公務員法附則第二十一項の削除に伴い失効に
なつたが、これに代る政令が制定されていないので参考に掲載
した。

内閣は、地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六
十一号）の施行に伴い、且つ、同法を実施するため、
この政令を制定する。

地方公務員法附則第二十一項に規定する単純な労務
に雇用される職員とは、一般職に属する地方公務員で
左の各号の一に掲げる者の行う労務を行うもののうち
技術者、監督者及び行政事務を担当する者以外の者を
いう。

- 一 守衛、給仕、小使、運搬夫及び雑役夫
- 二 土木工、林業夫、農夫、牧夫、園丁及び動物

飼育人

- 三 清掃夫、と殺夫及び葬儀夫
- 四 消毒夫及び防疫夫
- 五 船夫及び水夫
- 六 炊事夫、洗たく夫及び理髪夫
- 七 大工、左官、石工、電工、営繕工、配管工及び
とび、作業員
- 八、電話交換手、昇降機手、自動車運転手、機械操
作手及び火夫
- 九 青写真工、印刷工、製本工、模型工、紡織工、
製材工、木工及び鉄工
- 十 溶接工、塗装工、旋盤工、仕上組立工及び修理
工
- 十一 前各号に掲げる者を除く外、これらの者に類
する者

附 則

この政令は、公布の日から施行し、昭和二十六年二
月十三日から適用する。

労働委員会関係

法令規則

—改訂版—

昭和二十七年八月二十六日
昭和三十四年八月一日

初版
六版

定価 一二〇円
送料 一六円

監修
発行者
印刷所

中央労働委員会事務局
伊藤 達一
財団法人印刷授産協会

発行所

東京都港区芝公園六号地
財団法人中労委会館

電話芝(43)一一三二一三
振替東京五八九五六



